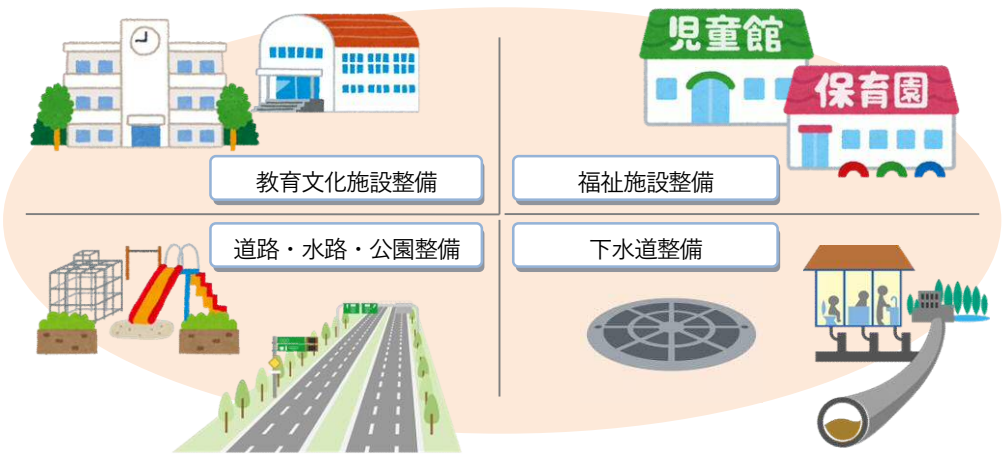
事業所税

申告の手引

一　宮　市

（2026年10月）

事業所税は、都市化の進行によって生じる諸課題に対処するため、都市環境の整備等の事業に充てることを目的とした税金（目的税）です。一宮市内885の事業所から申告・納付していただいた2025年度の税収１５.２億円は、以下のような事業の貴重な財源として活用されています。



目　次

Ⅰ　事業所税の概要

１　事業所税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　事業所税の課税団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　事業所税の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

４　事業所税のしくみと流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

Ⅱ　事業所税の課税標準等

１　　課税対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

２　　納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

３　　課税標準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

４　　税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

５　　免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

６　　非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７

７　　課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８

８　　減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

９　　共同事業及び共同事業とみなされる事業・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

１０　事業所税の申告と納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６

１１　申告に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３０

Ⅲ　別表

１　非課税対象施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１

２　課税標準の特例対象施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４２

３－１　減免対象施設等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４６

３－２　一宮市の経過措置による減免について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４８

Ⅳ　事業所税のＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５０

Ⅴ　事業所税の税額計算例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６１

Ⅵ　事業所税申告書の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７１

Ⅰ　事業所税の概要

１　事業所税とは

事業所税は、人口３０万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とするこれらの都市の行政サービスとその所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）との受益関係に着目して、事業所等に対して課する目的税で、次のような事業に充てることとされています。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業
- その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

事業所税は、申告納税制度になっています。納税義務者となられる方が、自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになります。

事業所等において事業を行う者を納税義務者とし、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割から構成されています。

また、中小零細企業の負担をなくすため、免税点制度が設けられています。

税率は一定税率で、資産割は事業所床面積１平方メートルにつき６００円、従業者割は従業者給与総額の１００分の０．２５とされています。

２　事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、東京都、政令指定都市のほか首都圏整備法に規定する既成市街地又は近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市もしくは人口が３０万人以上の市で政令で定めるものとされており、令和８年１月１日現在で次の７７団体となっています。

【東京都】１団体

東京都（特別区の区域）

【政令指定都市】２０団体

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

【首都圏整備法の既成市街地を有する市】３団体

川口市、三鷹市、武蔵野市

【近畿圏整備法の既成都市区域を有する市】５団体

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

【人口３０万人以上の市で政令で定める市】４８団体

（北海道）	旭川市
（東北地方）	秋田市、郡山市、いわき市
（関東地方）	宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
（中部地方）	富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市
（近畿地方）	四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
（中国地方）	倉敷市、福山市
（四国地方）	高松市、松山市、高知市
（九州、沖縄地方）	久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

３　事業所税の構成

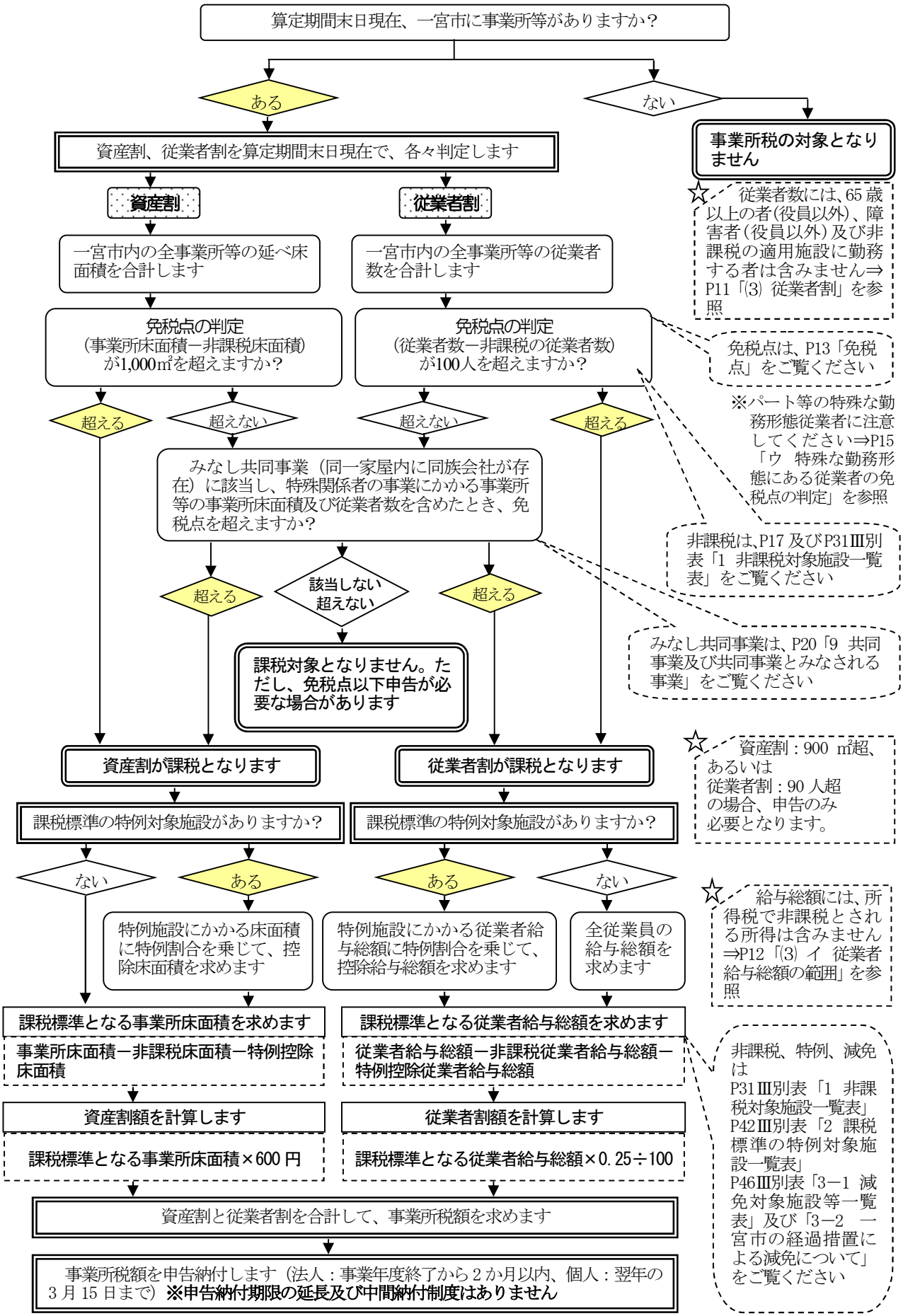
区　　分		資 産 割	従業者割
課　税　対　象		事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者		事務所又は事業所において事業を行っている法人又は個人	
課　税　標　準	法人	事業年度終了の日現在の 事業所床面積	事業年度中に支払われた 従業者給与総額
	個人	その年の１２月３１日現在の 事業所床面積	その年中に支払われた 従業者給与総額
課税標準の 算　定　期　間	法人	事業年度	
	個人	１月１日～１２月３１日	
税　　率		事業所床面積 １㎡につき６００円	従業者給与総額の ０．２５％
免　税　点 ※1		市内事業所合計床面積が １，０００㎡以下	市内事業所の合計従業者数が １００人以下
非　　課　　税		人的非課税（国、公共法人等）及び用途非課税（福利厚生施設、消防用施設等）等	
課税標準の特例		人的特例（協同組合等）及び用途特例（港湾施設、ホテル等）等	
納　付　方　法		申告納付	
申告・納付期限	法人	事業年度終了の日から２か月以内　※２	
	個人	翌年の３月１５日まで	

※1　この値以下の事業所等は課税されません。（免税点は基礎控除値ではありませんので、超えた部分のみでなく非課税部分を除く全体がそれぞれ課税の対象となります。）

同族会社等が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を合計することがあります。（Ｐ２０「9　共同事業及び共同事業とみなされる事業」参照）

※2　事業所税については、法人税・法人住民税において適用される、会計監査人の監査を理由とする申告期限の延長申請の制度はありません。

4　事業所税のしくみと流れ



Ⅱ　事業所税の課税標準等

１　課税対象

事業所税の課税対象は、事業所等において法人又は個人の行う事業です。

⑴　事業所等とは、事業の行われている場所、すなわち、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。（事務所、店舗、工場等のほか、これに附属する倉庫、材料置場、屋内駐車場等も事業所等の範囲に含みますが、社宅、社員寮等の住宅は含みません。）

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア　人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事業所等があれば、その管理に属する事業所等（人的設備がある施設）として取り扱われます。

イ　設置期間が２～３か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。

ウ　建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が１年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

⑵　事業とは、物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。また、事業所等において行う事業とは、事業所等の家屋又は区画内において行われるものに限らず、セールス活動のように区画外で行われるものも含まれます。

２　納税義務者

一宮市内に所在する事業所等において事業を行っている法人又は個人です。

なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点に留意してください。

⑴　実質課税

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上事業を行っていると認められる場合は、当該他の者が納税義務者となります。

⑵　資産割の納税義務者

資産割については事業所床面積が課税標準となることから、所有権の帰属に関わらず、その事業所等の家屋を使用して事業を行っている者が納税義務者となります。

⑶　貸しビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。

しかし、次の場合にご留意ください。

ア　貸しビル等の入居者は、一般的に所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（又貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。

また、賃貸借契約によらず無償賃貸の場合でも、現に使用している者が納税義務者となります。

イ　貸しビル等の所有者（又は管理者）が、当該貸しビル等内に所有者（又は管理者）自身の事業所等（管理室、管理用品倉庫など当該ビルの管理のための施設）を有する場合は、その事業所等について所有者（又は管理者）が納税義務者となります。

ウ　貸しビル等の空き室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

したがって、貸しビル等の貸主は、当該貸付部分については納税義務者とはなりませんが、「事業所用家屋貸付申告書」を提出していただくことになります。

⑷　従業者割の納税義務者

従業者割については従業者給与総額が課税標準となることから、従業者に対し給与等を負担している者が納税義務者となります。一の事業所等において給与等の負担者が異なる従業者が混在している場合は、それぞれ給与等を負担する従業員についてのみ納税義務を負います。

※　労働者派遣事業による派遣社員にかかる従業者割は、派遣先ではなく派遣元である人材派遣会社が納税義務者となります。

⑸　共同事業にかかる連帯納税義務

共同事業である事業に対し課される事業所税については、当該事業を行う者すべてが連帯して納税義務を負います。

⑹　共同事業とみなされる事業

（Ｐ２０「９　共同事業及び共同事業とみなされる事業」参照）

特殊関係者を有する者の事業と特殊関係者の事業とが同一の家屋で行われている等の場合には、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

共同事業とみなされる場合は、これらの者が連帯して納税義務を負うことになります。

⑺　清算中の法人

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

⑻　人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

３　課税標準

課税標準は、事業所床面積を課税標準として課する資産割と、従業者給与総額を課税標準として課する従業者割の２種類によって構成されています。

⑴　課税標準の算定期間

課税標準の算定期間は法人、個人の区分に応じ、次の期間をいいます。

ア　法　人

各法人の事業年度（地方税法第７２条の１３に規定する事業税の事業年度と同じです。）

イ　個　人

下記のいずれにも該当しない場合……１月１日から１２月３１日まで

年の途中で事業を開始した場合……開始の日から１２月３１日まで

年の途中で事業を廃止した場合……１月１日から廃止の日まで

年の途中で事業を開始し廃止した場合……開始の日から廃止の日まで

※　この場合の月数は、暦によって計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とします。

⑵　資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における一宮市内に所在する各事業所等（事務所・店舗・工場・倉庫等）の合計事業所床面積です。

ア　事業所床面積の計算方法

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいい、その算定にあたっては、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算します。（１㎡の１００分の１未満は切り捨てます。）

なお、この場合における事業所用家屋とは、固定資産税における家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

イ　他の事業を行う者との共用部分がある場合

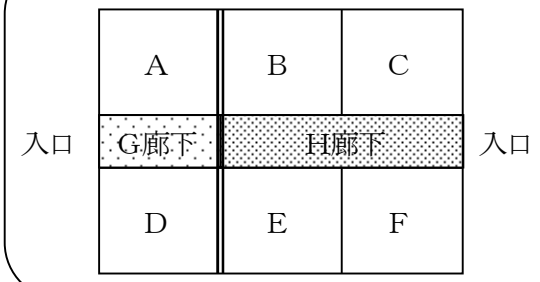
２以上の事業所が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらにかかる共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}}$$

※　専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては専ら居住の用に供する部分）をいいます。

※　共用部分とは、専用部分にかかる廊下、階段、エレベーター等共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

設例①：２以上の事業所等にかかる共用部分がある場合



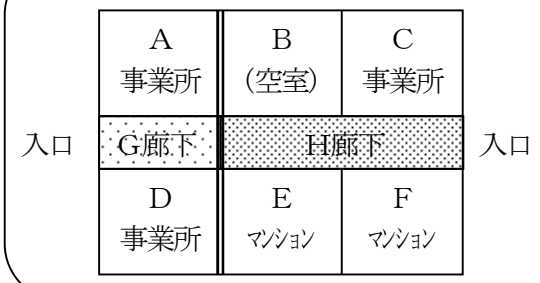
A事業所の床面積は

$A+G\times\frac{A}{A+D}$ となります。

B事業所の床面積は

$B+H\times\frac{B}{B+C+E+F}$ となります。

設例②：事業所等と居住にかかる共用部分がある場合



A事業所の床面積は

$A+G\times\frac{A}{A+D}$ となります。

C事業所の床面積は

$C+H\times\frac{C}{B+C+E+F}$ となります。

ウ　課税標準の算定期間の月数が１２か月に満たない場合の特例

６か月決算や決算期を変更した法人、年の中途で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が、１２か月に満たない場合は、次の算式で算定し、月割計算を行います。

なお、この場合の月数は暦に従って計算し、１か月に満たない端数が生じたときは、これを１か月とします。

事業所床面積　＝　算定期間の末日現在の事業所床面積／１２　×　算定期間の月数

エ　課税標準の算定期間の中途で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

（ア）　課税標準の算定期間の中途で新設された事業所等

$$\text{事業所床面積}=\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}\times\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

（イ）　課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\text{事業所床面積}=\text{廃止の日における事業所床面積}\times\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

（ウ）　課税標準の算定期間の中途において新設され、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

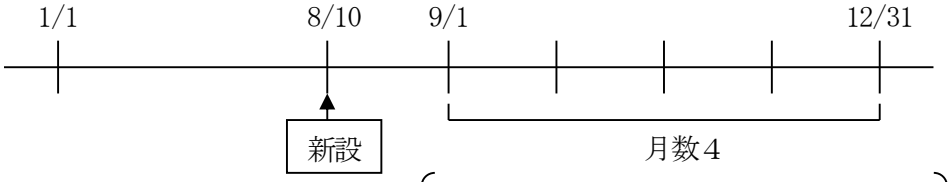
$$\text{事業所床面積} = \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

※　事業所等の新設・廃止の場合の資産割についての月割課税は、支店・営業所等のようにそこで一定単位の事業が行われると認められるものの新設・廃止があった場合に限ります。一つの事業所等における拡張・縮小の単なる床面積の異動の場合は、月割課税は行わず、課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

なお、支店・営業所等が課税区域外へ移転した場合、又は課税区域外から転入してきた場合においては、支店・営業所等の新設・廃止に含まれるものです。

設例①：事業所等を新設した場合の月割計算

A社(12 月 31 日決算)は、事業年度中途の 8 月 10 日に甲営業所(1,500 ㎡)を新設した。



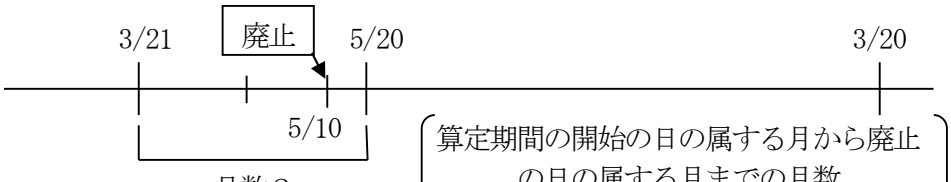
甲営業所の課税標準となる事業所床面積 ＝1,500 ㎡× $\frac{4}{12}$ ＝500 ㎡

（新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数）

（算定期間の月数）

設例②：事業所等を廃止した場合の月割計算

B社(3 月 20 日決算)は、事業年度中途の 5 月 10 日に乙営業所(1,500 ㎡)を廃止した。



乙営業所の課税標準となる事業所床面積 ＝1,500 ㎡× $\frac{2}{12}$ ＝250 ㎡

（算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数）

（算定期間の月数）

オ　事業を休止している場合の取扱い

事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前６か月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます。

この場合の「休止」とは、機械や設備などを撤去し、客観的に事業を行っていないことが明らかである状態をいいます。

なお、免税点の判定においては、その休止部分に係る床面積も免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

⑶　従業者割

従業者割の課税標準は、一宮市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額から非課税となる従業者の給与総額及び課税標準の特例による控除給与総額を差し引いて求めます。

ア　従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。

なお、従業者には、一般の従業者のほか、役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

（ア）　年齢６５歳以上の者及び障害者

課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、役員以外の年齢６５歳以上の者及び役員以外の障害者については、これらの者の給与等の額を除いて行います。

なお、この場合の障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

年齢６５歳以上の者、障害者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われるときの現況によります。

なお、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、年齢６５歳以上の者等に該当することとなった日の属する従業者給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）以降にかかるこれらの者の給与等の額の全部に相当する額を除いて行います。

例えば、7月１６日から８月１５日までの期間の給与を８月２５日に支給する場合には、８月１５日現在において、年齢６５歳以上の者及び障害者に該当していれば８月２５日以降に支給される給与等の額が控除対象となります。

（イ）　雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の２分の１に相当する額を除いて行います。

なお、この場合の雇用改善助成対象者とは、年齢５５歳以上６５歳未満の従業者のうち雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練の対象となる者をいいます。

雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われるとき

の現況によります。

なお、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、**雇用改善助成対象者**に該当することとなった日の属する従業者給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）以降にかかるこれらの者の給与等の額の２分の１に相当する額を除いて行います。

（ウ）　申告の取扱い

申告にあたっては、（ア）、（イ）共に従業者給与総額に含め、（ア）は非課税の取扱いを、（イ）は課税標準の特例の取扱いをしてください。

イ　従業者給与総額の範囲

（ア）　従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額は、原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。

また、事業専従者の場合は、その者にかかる事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

（イ）　従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

４　税率

事業所税の税率は次のとおりです。

⑴　資産割

事業所床面積１㎡につき６００円

⑵　従業者割

従業者給与総額の１００分の０．２５

５　免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に判定することになります。例えば、資産割が免税点を超え、従業者割が免税点以下である場合には、資産割だけが課税されることになります。

⑴　免税点

ア　資産割

一宮市内の合計事業所床面積が、１，０００㎡以下である場合は課税になりません。

イ　従業者割

一宮市内の合計従業者数が、１００人以下である場合には課税になりません。

ただし、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

① 前事業年度又は前年の個人にかかる課税期間において事業所税の税額があった場合

② 課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が９００㎡を超える場合

③ 課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計従業者数が９０人を超える場合

⑵　免税点の判定

免税点の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。

この場合、資産割にあっては非課税部分の床面積を、従業者割にあっては非課税にかかる従業者数を除いて行います。

⑶　共同事業にかかる免税点判定

ア　共同事業を行っている場合の免税点

Ｐ２０「⑴ 共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）」を参照してください。

イ　共同事業とみなされる事業を行っている場合の免税点

Ｐ２０「⑵ 共同事業とみなされる事業の場合」を参照してください。

⑷　免税点判定上の留意事項

ア　課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により免税点を越えているか否かで判定を行うことから、資産割の課税標準の算定と異なり事業所床面積の月割計算は行いません。

イ　従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等（※）については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

※　従業者数に著しい変動がある事業所等とは

一の事業所等の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の２倍を超える事業所等です。

ウ　特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定

事業者との雇用関係を考慮のうえ、実態に応じ、次表のとおり取扱います。

従　業　者		免税点の判定	課税標準
出向※１	出向元が給料を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う　※２	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員　※３		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー　※４		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
役員※５	使用人兼務役員	従業者に含める　※６	従業者給与総額に含める　※７
	無給の役員	従業者に含めない	－
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
休職中の従業者		算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は、従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
外国又は課税区域外への派遣・長期出張※８		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣労働者　※９		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
課税施設と非課税施設の兼務従事者　※１０		課税標準の算定期間の末日において課税施設にかかる事業に従事している場合は従業者に含める	課税施設に従事していた分にかかる給与は従業者給与総額に含める

※１　「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※２　「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取扱われる場合をいいます。（法人税法基本通達9-2-45）

※３　日々雇用等の臨時の従業員とは、1週間の労働時間が同一の事業所等の正規従業者の１週間の所定労働時間の４分の３以上である者をいいます。

※４　「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、就業規則等で定められた１日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して４分の３未満であるものをいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の１週間の所定労働時間が４０時間の場合には、１週間の所定労働時間が３０時間未満の従業者は相当短時間の勤務をするものとなります。

※５　役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

※６　役員及び使用人兼務役員について、兼務の事業所等が課税区域内と課税区域外に所在する場合には、当該役員の勤務すべき場所は兼務にかかるそれぞれの事業所等であると考えられますので、免税点の判定上はそれぞれに含まれることになります。

※７　課税標準については、使用人としての給与は勤務地の従業者給与総額に、役員報酬は本社の従業者給与総額に含めます。

ただし、役員としての給与と使用人としての給与が経理上明瞭に区分されている場合は、役員としての給与のみ含めます。

※８　「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

なお、所得税の源泉徴収の取扱い上、海外への出張又は派遣により非居住者の認定を受けた場合は、非居住者の認定にかかる期間中、従業者又は従業者給与総額から除きます。

「出張」とは、企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

※９　「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

「派遣」とは、派遣法の労働者派遣をいい、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるものをいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている者は、免税点の判定では含めず、その期間中に支払われた

給与についても従業者給与総額から除きます。

※１０　課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間にかかる給与等を従業者給与総額に算入します。

６　非課税

⑴　非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあります。

具体的にはⅢ 別表「１　非課税対象施設一覧表」（Ｐ３１～３４）のとおりです。

なお、用途非課税については、直接非課税の用途に供される施設のみが非課税の対象とされます。このため、廊下・階段等の共用部分は防災施設等に係る非課税を除き、原則として非課税が適用されません。例えば、非課税施設となる社員食堂に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。

⑵　非課税の適用

ア　非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

イ　非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

ウ　公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の事業所床面積の算定

収益事業と収益事業以外の事業とをあわせ行う場合において、事業所等の事業所床面積もしくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第６条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれの非課税規定の適用を受けるものを算定します。

7　課税標準の特例

⑴　課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。

具体的には、Ⅲ 別表「２ 課税標準の特例対象施設一覧表」（Ｐ４２～４５）の各号に掲げる施設にかかる事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

⑵　課税標準の特例の適用

ア　課税標準の特例の判定

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

イ　特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

ウ　課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

Ⅲ 別表 「２ 課税標準の特例対象施設一覧表」に掲げた課税標準の特例規定のうち２以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適　用　条　項
１	地方税法第７０１条の４１第１項（Ⅲ 別表「２ 課税標準の特例対象施設一覧表」の第１号から第１９号：Ｐ４２～）
２	地方税法第７０１条の４１第２項（Ⅲ 別表「２ 課税標準の特例対象施設一覧表」：Ｐ４５）
３	地方税法附則第３３条（Ⅲ 別表「２ 課税標準の特例対象施設一覧表」：Ｐ４５）

※ 適用順位に従い、一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

※ 地方税法第７０１条の４１第１項の各号の重複適用は行いません。

８　減免

⑴　減免の範囲及び申請について

本市においては、Ⅲ 別表「３－１　減免対象施設等一覧表」及び「３－２　一宮市の経過措置による減免について」（Ｐ４６～４９）に掲げる施設にかかる事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割については、その定められた額又は割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

ただし、減免の適用を受けるにあたり、次のことにご注意ください。

ア　減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。この場合、減免申請書には減免を受けようとする事由を証明する書類（免許を必要とする業種にあっては、その免許証の写しなど）を添付してください。減免が決定した場合は、後日「事業所税減免決定通知書」を送付します。

イ　減免の申請期限は申告納付期限と同じですが、その納付期限までに減免額が確定している場合は、減免額を控除して税額を納付することができますので、減免に該当する方は早めに申告書とともに減免申請書を提出してください。

なお、納付期限までに減免額が確定していない場合は、申告書に記載された納付すべき税額（減免額を控除する前の税額）を納付期限までに納付してください。後日、減免額が確定した段階で減免額を還付します。

⑵　減免判定日

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合や、用途変更された場合は次のとおりになります。

ア　課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

イ　用途変更の場合、資産割については課税標準の算定期間の中途において減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に変更された場合は、その施設全体が減免の適用がある施設とされ、また、減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に変更された場合は、月割されることなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。

ウ　従業者割については、減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみ減免の適用があります。

※減免は直接減免の用途に供される施設のみが減免の対象となります。このため、廊下・階段等の共用部分は、原則として減免が適用されません。

９　共同事業及び共同事業とみなされる事業

⑴　共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）

共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあっては、次の点に留意してください。

ア　免税点の判定

共同事業を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。

なお、この場合の免税点の判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数は、共同事業にかかる損益分配の割合に応ずるものを各共同事業者が単独で行うものとみなして判定します。

算式は次のとおりとなります。

各共同事業者の事業所床面積又は従業者数	＝	共同事業にかかる事業所等の事業所床面積又は従業者数	×	損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応じる割合）

イ　課税標準の算定

課税標準の算定についても、上記算式と同様に求めます。

⑵　共同事業とみなされる事業の場合（みなし共同事業）

事業を行う個人又は法人が親族や同族会社等の特殊関係者を有する場合において、その特殊関係者の行う事業が同一家屋（※）で行われている場合には、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

ただし、同一家屋内で事業を行っている場合であっても、次の二つの要件を満たしているときは、共同事業とみなされません。

①特殊関係者の行っている事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じずに行われている。

②事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない。

（みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。）

※「同一家屋」とは原則として同一棟をいい、同一敷地内にあるとしても構造上、別棟の建物は同一家屋とはしません。

特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、法人にあっては事業年度、個人にあっては個人にかかる課税期間（原則として１月１日から１２月３１日まで）の末日の現況により行います。

なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあっては、次の点に留意していただき、詳細については後記の設例を参照してください。

ア　特殊関係者の範囲

「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」とは

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

具体的な特殊関係者の範囲は次のとおりです。

①	特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者(以下「判定対象者」といいます。)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	個人
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
③	①及び②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる者を除きます。)及びその者と①から③までのいずれかに該当する関係がある個人	
⑤	判定対象者が同族会社である場合、その判定基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④までのいずれかに該当する関係がある個人	
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	法人
⑦	判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社	

※　「同族会社」とは、法人税法第２条第１項第１０号に規定する同族会社をいいます。具体的には会社の株主等（自己の株式又は出資を有する会社を除きます。）の３人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の１００分の５０を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社をいいます。

したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に、株主等の３人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）により行うことになります。

イ　免税点の判定

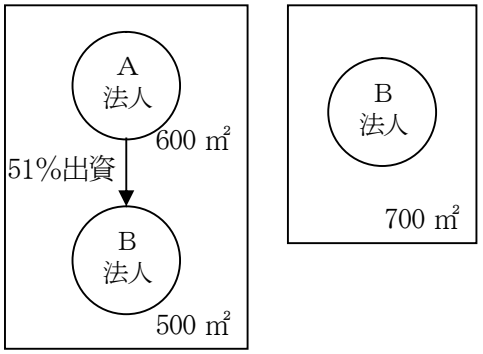
各事業者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

ウ　課税標準の算定

各事業者の課税標準は、それぞれが単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

設例①

甲ビル(同一家屋内)　　乙ビル



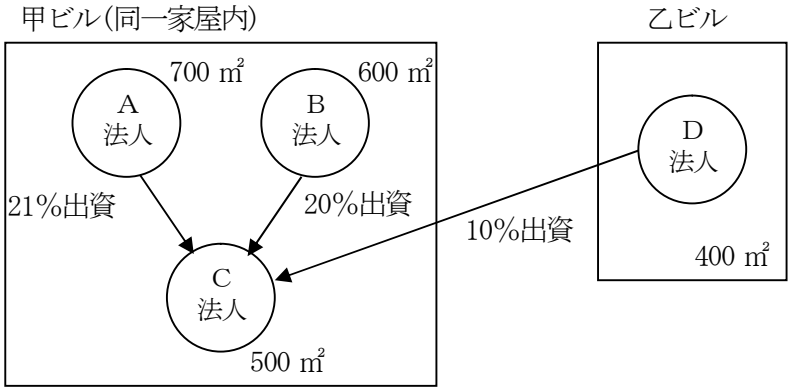
Bは同族会社です。

○　A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB法人が特殊関係者となります。
　よって、B法人の行う事業が、A法人との共同事業とみなされます。
○　B法人を判定の対象とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免税点の判定		課税標準
A法人	A＋B	600 ㎡＋500 ㎡＞1,000 ㎡	600 ㎡
B法人	B	500 ㎡＋700 ㎡＞1,000 ㎡	1,200 ㎡

設例②



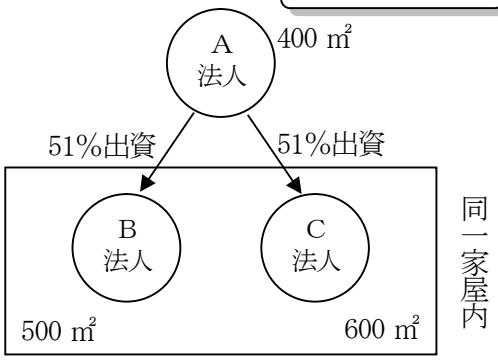
Cは同族会社です。

○　A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりC法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。
　よって、C法人の行う事業が、A法人との共同事業とみなされます。
○　判定対象者がB法人の場合も同様です。ただし、D法人は同一家屋内には存在しませんので、みなし共同事業にも該当しません。
○　C法人を判定対象者とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免税点の判定		課税標準
A法人	A＋C	700 ㎡＋500 ㎡ ＞1,000 ㎡	700 ㎡
B法人	B＋C	600 ㎡＋500 ㎡ ＞1,000 ㎡	600 ㎡
D法人	D	400 ㎡ ≦1,000 ㎡	－
C法人	C	500 ㎡ ≦1,000 ㎡	－

設例③



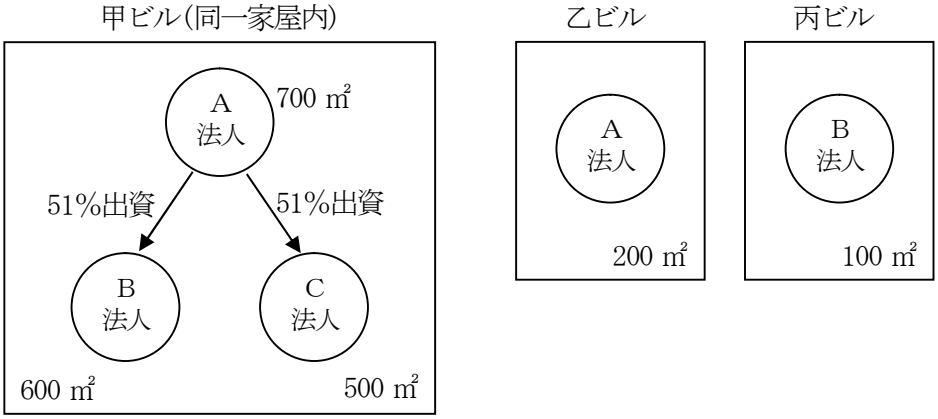
B法人、C法人はそれぞれ同族会社です。

○　B法人を判定対象者とした場合、判定対象者Bが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりC法人は特殊関係者となり、B法人は特殊関係者を有する者となります。
　よって、C法人の行う事業が、B法人との共同事業とみなされます。
○　C法人を判定対象者とした場合、判定対象者Cが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりB法人は特殊関係者となり、C法人は特殊関係者を有する者となります。
　よって、B法人の行う事業が、C法人との共同事業とみなされます。
※　A法人は、同一家屋内には存在しないので、みなし共同事業には該当しません。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免税点の判定		課税標準
A法人	A	400 ㎡　≦1,000 ㎡	－
B法人	B＋C	500 ㎡＋600 ㎡ ＞1,000 ㎡	500 ㎡
C法人	C＋B	600 ㎡＋500 ㎡ ＞1,000 ㎡	600 ㎡

設例④



B法人、C法人はそれぞれ同族会社です。

○　A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB、C法人が特殊関係者となり、A法人は特殊関係者を有する者となります。
○　B法人を判定対象者とした場合、判定対象者Bが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりC法人は特殊関係者となり、B法人は特殊関係者を有する者となります。
　よって、C法人の行う事業が、B法人との共同事業とみなされます。
○　C法人を判定対象者とした場合、判定対象者Cが同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主Aの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまりB法人は特殊関係者となり、C法人は特殊関係者を有する者となります。
　よって、B法人の行う事業が、C法人との共同事業とみなされます。

この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

	免税点の判定		課税標準
A法人	A＋B＋C	700 ㎡＋200 ㎡＋600 ㎡＋500 ㎡ ＞1,000 ㎡	900 ㎡
B法人	B＋C	600 ㎡＋100 ㎡＋500 ㎡ ＞1,000 ㎡	700 ㎡
C法人	C＋B	500 ㎡＋600 ㎡ ＞1,000 ㎡	500 ㎡

１０　事業所税の申告と納付

⑴　事業所税額の計算方法

資産割額、従業者割額をそれぞれ計算し、それらを合計したものが事業所税額（納付税額）となります。

ア　資産割額を計算します

資産割額＝

$$\left(\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} - \text{非課税となる事業所床面積} - \text{課税標準の特例の適用による控除床面積}\right) \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12} \times \text{税率}\ 600\text{円}$$

イ　従業者割額を計算します

従業者割額＝

$$\left(\text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} - \text{非課税となる従業者給与総額} - \text{課税標準の特例の適用による控除従業者給与総額}\right) \times \text{税率}\ \frac{0.25}{100}$$

ウ　資産割額と従業者割額を合計します

１００円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額(納付税額)となります。(資産割のみ、従業者割のみの場合はそれぞれ資産割額、従業者割額の１００円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額（納付税額）となります。)

⑵　事業所税の申告

事業所税の申告は、納付税額がある方だけではなく、納付税額がない方についても一定の要件に該当する方は申告義務があります。

ア　納付税額のある方の申告

納付税額が生じる方は、次のウの期限内に課税標準額、税額等を記載した所定の申告書を提出するとともに、納付すべき税額を納付してください。申告がない場合は、調査によって税額等を決定します。

イ　納付税額のない方の申告

納付税額が生じない方で、次のいずれかに該当する方は申告義務があります。資産割、従業者割の区分に応じて、次のウの期限内に事業所床面積の合計面積、従業者給与総額の合計額等を記載した所定の申告書を提出してください。

（ア）　課税標準の算定期間の末日における一宮市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が９００㎡を超える方

（イ） 課税標準の算定期間の末日における一宮市内の各事業所等の従業者数の合計数が９０人を超える方

（ウ） 前事業年度の法人又は前年の個人において納付税額があった方

ウ　申告書の提出期限と納期限

申告書の提出期限と納期限は同一です。法人、個人の区分に応じ、それぞれ次のように設定されています。

（ア） 法　人

事業年度終了の日から２か月以内

（イ） 個　人

原則として翌年の３月１５日まで

※　年の中途で事業を廃止した場合、廃止の日から１か月以内（事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は４か月以内）

エ　申告書の提出先

一宮市役所本庁舎３階の財務部市民税課へ提出してください。尾西庁舎窓口課、木曽川庁舎総務窓口課、各出張所では申告書の受取りのみ行っております。

窓口や郵送による提出のほか、地方税ポータルシステム「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」を利用した電子申告による提出も受付しています。詳しくは、ｅＬＴＡＸホームページ（https://www.lta.go.jp/）をご覧ください。

オ　納付場所

納付書に記載されている金融機関及び一宮市役所本庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎で納付してください。

また、ｅＬＴＡＸ（エルタックス）を利用して電子納税ができます。

⑶ 事業所等を新設・廃止した場合の申告

事業所等の新設・廃止その他の事由により一定の要件に該当した方は、申告が必要となります。当該事由が生じた日から１か月以内に申告してください。

【申告が必要な方】

ア　事業所等の新設その他の事由により、一宮市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が９００㎡を超えた方

イ　事業所等の新設その他の事由により、一宮市内の各事業所等の従業者数の合計数が９０人を超えた方

ウ　事業所等の廃止その他の事由により、一宮市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が９００㎡以下となった方

エ　事業所等の廃止その他の事由により、一宮市内の各事業所等の従業者数の合計数が９０人以下となった方

⑷ 事業所等の家屋を貸し付けている方の申告

事業を行う方に事業所等の家屋の全部又は一部を貸し付けている方は、当該事業所等の家屋の貸し付け状況を申告してください。

【申告が必要な方】

ア　事業を行う方に事業所用家屋を貸し付けた方

イ　申告した貸付け状況に異動があった方

⑸ 更正・決定等

ア　決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

イ　修正申告・更正の請求

申告した税額又は更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。

また、申告した税額が過大である場合には、法定納期限から５年以内に限って更正の請求をすることができます。

なお、市長は申告された課税標準及び税額、又は更正・決定した課税標準及び税額を、自ら調査した結果によって、更正することがあります。

⑹ 加算金

申告期限後に申告した場合には不申告加算金（原則として納付すべき税額の１５％、ただし納付すべき税額が５０万円を超える場合は、超えた部分に対する割合は２０％）が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として不足税額の１０％、ただし不足税額が期限までに申告した税額又は５０万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は１５％）が課されます。

また、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には重加算金（税額の３５％又は４０％）が課されます。

⑺ 延滞金

納期限までに全部納めない方は、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて、納めていない税額に定められた割合を乗じて計算した額の延滞金を納めなければなりません。計算方法についてなど詳しくは下記へお問い合わせください。

財務部納税課　　電話　０５８６－２８－８９７０（直通）

⑻ 不申告の場合等の措置

正当な理由なく、申告書を提出されなかったり、事実と相違した課税標準額等で申告された場合には、更正、決定を受けることとなります。この場合には、不足税額や延滞金が徴収されるほか、不申告加算金又は過少申告加算金が加わり、これが故意になされた場合には重加算金が徴収されますのでご注意ください。

11　申告に必要な書類

申告に必要な書類はつぎのとおりです。

書　　類	内　　容
事業所税申告書 （第４４号様式）	当初の申告、修正の申告に使用します。 別表１～４の記載内容を基に作成します。
事業所等明細書 （第４４号様式別表１）	課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
※非課税明細書 （第４４号様式別表２）	明細書に記載した事業所において非課税に該当する施設、従業者がある場合に使用します。
※課税標準の特例明細書 （第４４号様式別表３）	明細書に記載した事業所において課税標準の特例の適用となる施設、従業者がある場合に使用します。
※共用部分の計算書 （第４４号様式別表４）	オフィスビルなどの共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に使用します。
※従業者給与総額月別内訳明細表	算定期間中に支払われた給与等の月別総額を記載してください。
※事業所家屋の各階平図面（注１）	非課税、特例、減免施設等が示されている図面（市内事業所分）
※福利厚生施設の明細書	勤労者の福利厚生施設に該当するものがある場合は、非課税明細書にこの明細書を添付してください。
※休止施設届出書	課税標準の算定期間の末日以前６か月以上連続して休止していたと認められる施設がある場合に記載してください。
※みなし共同事業にかかる明細書	みなし共同事業に該当する場合、これにかかる各共同事業者の事業内容について記載してください。
※事業所税減免申請書	減免に該当する場合、当該床面積・給与総額等を記載してください。
※事業所等新設・廃止申告書	市内において事業所を新設又は廃止した場合は、当該新設又は廃止の日から１か月以内に申告してください。
※事業所用家屋貸付申告書	事業所用家屋の全部又は一部を他の事業を行う者に貸付を行った日から１か月以内にその状況を申告してください。
※事業所税更正請求書	申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、法定納期限から５年以内に更正の請求をすることができます。

注１…　初年度提出した図面の内容に変更がなければ、翌年度以降の提出は必要ありません。

※　のある書類は該当する場合のみ提出してください。

申告書等の各様式は、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

Ⅲ　別表１　非課税対象施設一覧表[地方税法第７０１条の３４]

項	号	施　　設　　等	資産割	従業者割
1		**国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第２条第５号に規定する公共法人**（Ｐ４１の法人税法別表第１を参照）	○	○
2		**法人税法第２条第６号に規定する公益法人等**（Ｐ４０の法人税法別表第２を参照）**又は人格のない社団等（収益事業の部分を除く）**	○	○
3	3	**博物館法第２条第１項に規定する博物館** **図書館法第２条第１項に規定する図書館** **学校教育法附則第６条の規定により設置された幼稚園**	○	○
3	4	**公衆浴場法第１条第１項に規定する公衆浴場**（物価統制令第４条の規定に基づき知事が入浴料金を定める公衆浴場に限る。） ※熱気浴場、蒸気浴場など特殊な公衆浴場は非課税に該当しません。	○	○
3	5	**と畜場法第３条第２項に規定するとさつ畜場** と殺又は解体施設	○	○
3	6	**化製場等に関する法律第１条第３項に規定する死亡獣畜取扱場**	○	○
3	7	**水道法第３条第８項に規定する水道業者等の管理に属する水道施設** 水道のための取水施設、貯水施設、浄水施設等	○	○
3	8	**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第６項の規定による許可若しくは同法第９条の８第１項の規定による認定を受けて、又は同法第７条第１項ただし書若しくは同条第６項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設**	○	○
3	9	**医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所** **介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設及び同条第２９項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するもの** **一定の医療関係者の養成所**（看護師、歯科衛生士、臨床検査技師等）	○	○
3	10	**生活保護法第３８条第１項に規定する保護施設** 救護施設、更生施設等	○	○
3	10の2	**児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業の用に供する施設**	○	○
3	10の3	**児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設** 助産施設、乳児院等	○	○
3	10の4	**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園**	○	○
3	10の5	**老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設** 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム等	○	○
3	10の6	**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項に規定する障害者支援施設**	○	○
3	10の7	**社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設** 生計困難者に対して助葬を行う事業、婦人保護施設を経営する事業等	○	○
3	10の8	**介護保険法第１１５条の４６第１項に規定する包括的支援事業の用に供する施設**	○	○

項	号	施　　設　　等	資産割	従業者割
3	10 の9	**児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第１１項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第１２項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設**	○	○
3	11	**農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設** 農作物育成管理用施設、家畜飼養管理用施設、蚕室、農舎、たい肥舎、農産物乾燥施設、サイロ、畜舎、農業生産資材貯蔵施設、きのこ栽培施設	○	○
3	12	**農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で次に掲げるもの** (ｱ)　生産の用に供する施設 (ｲ)　国の補助若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫等の資金、農業近代化資金等の貸付を受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの (ｳ)　農林水産業者の研修のための施設 (ｴ)　農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○
3	14	**卸売市場法第２条第２項に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設** (ｱ)　中央卸売市場、地方卸売市場 (ｲ)　次に掲げる卸売市場の機能を補完する施設 ・株式会社日本政策金融公庫法別表第１第９号の中欄に規定する付設集団売場又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター ・卸売市場法第４条第１号の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設	○	○
3	16	**電気事業法第２条第１項第８号に規定する一般送配電事業、同項第１０号に規定する送電事業、同項第１１号の２に規定する配電事業（※）、同項第１４号に規定する発電事業又は同項第１５号の３に規定する特定卸供給事業（※）の用に供する施設** (ｱ)　電気事業法第２条第１項第１８号に規定する電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路等の工作物 (ｲ)　(ｱ)に掲げる施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設 **※は令和４年４月１日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和４年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。**	○	○
3	17	**ガス事業法第２条第５項に規定する一般ガス導管事業又は同条第９項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第６項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設**	○	○
3	18	**独立行政法人中小企業基盤整備機構法第１５条第１項第３号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設で当該事業の趣旨に沿って利用して行う施設**	○	○

項	号	施　　設　　等	資産割	従業者割
3	19 イ	**総合特別区域法第２条第２項第５号イに規定する事業を行う者が、市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備の用に供する施設**	○	○
3	19 ロ	**総合特別区域法第２条第３項第５号イに規定する事業を行う者が、市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備の用に供する施設**	○	○
3	20	**鉄道事業法第７条第１項に規定する鉄道事業者又は軌道法第４条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所、発電施設以外のもの** 駅内の施設で駅としての業務を取り扱う事務所に係る部分は、その本来の事業の用に供する施設となります。	○	○
3	21	**自動車運送事業用施設** 次に掲げる事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設 (ｱ)　道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。） (ｲ)　貨物自動車運送事業法第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業 (ｳ)　貨物利用運送事業法第２条第６項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第４項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの (ｴ)　貨物利用運送事業法第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第３項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（自動車を使用して貨物の集貨又は配達を行う部分に限ります。）	○	○
3	22	**バスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設** 自動車ターミナル法第２条第６項に規定する次に掲げる施設のうち事務所以外の施設 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバスターミナル 一般貨物自動車運送事業の用に供するトラックターミナル	○	○
3	23	**国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの**	○	○
3	24	**専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して、電気通信事業法第２条第３号に規定する電気通信役務を提供する同条第４号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む者で特定の者が当該事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設、研修施設以外の施設**	○	○
3	25	**民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの**	○	○
3	25 の2	**日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第４条第１項第１号及び第６号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設のうち一定のもの**	○	○

項	号	施　　設　　等	資産割	従業者割
3	26	**勤労者の福利厚生施設** 一般的に保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶店、娯楽室など事業主等が従業者等の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で、直接事業の用に供されていないものをいいます。 従って、更衣室、休憩室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等については、当該施設が業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として取り扱います。（就業規則等で制服着用が義務付けられている場合の更衣室、工場等の現業部門に限定して設けられている浴場等は業務用施設となります。） 研修所、トイレ、物置、車庫、湯沸室は事業用施設となります。 社宅、寮、寄宿舎は事業所税の対象とはなりません。 廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等の占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。	○	○
3	27	**路外駐車場** 駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場で次に掲げるもの (ｱ)　都市計画において定められたもの (ｲ)　駐車場法第１２条の規定により届出がなされたもの (ｳ)　一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ※　認定基準は、次の施設からおおむね２００m以内に設置され、不特定多数の者の利用に供されているもの ・駅等の交通施設、図書館等の文化施設、市役所等の公的施設 ・商店街、大型店舗（大型店舗に併設されるものは、他の大型店舗に限る） ・病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他公益上必要な施設 次に掲げる部分は、路外駐車場に該当せず課税対象として取り扱います ・駐車場の駐車部分すべてを月極貸し（年貸し）する場合の全部 ・駐車場の一部について月極貸し（年貸し）をしている場合の当該一部	○	○
3	28	**都市計画に定められた自転車等駐輪場** 原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法第１１条第１項第１号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
3	29	**高速道路事業用施設** 中日本高速道路株式会社等が高速道路株式会社法第５条第１項第１号、第２号又は第４号に規定する事業（高速道路の新設又は改築、高速道路の維持、修繕、災害復旧、その他の管理等）の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○
4		**消防法第１７条第１項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして、地方税法施行令第５６条の４３第１項で定める特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災用設備等** 【注】非課税の対象となるのは、Ｐ３５の【表１】に掲げる特定防火対象物に設置されるＰ３６～Ｐ３７の【表２】に掲げる消防用設備等及び防災用設備等に限られますので、消防用設備等及び防災用設備等が設置されていても、当該事業所用家屋が【表１】に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税規定の適用はありませんのでご留意ください。	○	—
5		**港湾運送事業用施設** 港湾運送事業法第９条第１項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○

【表１　特定防火対象物】

項	特　定　防　火　対　象　物
1	イ　劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ　公会堂、集会場
2	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ　遊技場（パチンコ、ボウリング場等）、ダンスホール ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに１項イ、４項、５項イ及び９項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ　待合、料理店その他これらに類するもの（料亭、茶屋、貸席等） ロ　飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ（１）次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （ｉ）診療科目中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（２）（ｉ）において同じ。）を有すること。 （ⅱ）医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床を有すること。 （２）次のいずれにも該当する診療所 （ｉ）診療科目中に特定診療科目を有すること。 （ⅱ）４人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 （３）病院（（１）に掲げるものを除く。）、有床診療所（（２）に掲げるものを除く。）又は有床助産所 （４）無床診療所又は無床助産所 ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設等で一定のもの ハ　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム等で一定のもの ニ　幼稚園、特別支援学校
9	イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階（１６の２項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

【表２　消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設】

【表１】に掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り、非課税が適用されます。

（注）　消防、防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。
・設置床面積がない場合（例えば、天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分）
・家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

（注）　廊下など２分の１が非課税となる部分に設置されている消防用設備等は、設置面積の２分の１が非課税となります。

（注）　消防用設備等については、消防法第１７条第１項の技術上の基準に適合するもの又は同法第１７条の２の５第１項若しくは第１７条の３第１項の適用があるもの。

（注）　防災用設備等の５～１４にあっては、建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第３条第２項等の適用がある建築物に設置されているものに限ります。

（注）　消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

区分		非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
				全部	1/2
消防用設備等	1	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備 ・消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩) ・屋内消火栓設備　・ハロゲン化物消火設備 ・スプリンクラー設備　・粉末消火設備 ・水噴霧消火設備　・屋外消火栓設備 ・泡消火設備　・動力消防ポンプ設備 ・不活性ガス消火設備	○	
		警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備 ・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器 ・消防機関へ通報する火災報知設備 ・警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）	○	
		避難設備	火災発生時に避難するために用いる機械器具又は設備 ・すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 ・誘導灯及び誘導標識	○	
	2	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	○	
	3	消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備、無線通信補助設備	○	
	4	非常電源	上記１～３に附置される非常電源	○	
防災用設備等	5	階段のうち、建築基準法施行令第１２３条（避難階段又は特別避難階段の構造）の規定による避難階段又は特別避難階段		○	
	6	消防用設備以外の排煙設備（予備電源を含む）		○	
	7	非常用の照明装置（予備電源を含む）		○	
	8	非常用の進入口（バルコニーを含む）		○	
	9	非常用エレベーター（予備電源を含む）		○	

区分		非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
				全部	1/2
防災用設備等	10	廊下			○
	11	階段のうち、避難階段又は特別避難階段以外の直通階段で避難階又は地上へ通じるもの（傾斜路を含む） 避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常１階をいいます。			○
	12	避難階における屋外への出入口（風除室等）			○
	13	次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く。） ア　排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 イ　非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ウ　消防機関へ通報する火災報知設備			○
	14	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は３階以上の階に居室（※）を有する建築物の部分のうち、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画されている次の部分（上記５～１３に掲げる施設又は設備に係るものを除く。） ア　吹抜き部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分 イ　その他これらに類する部分（縦方向に空間が連続する部分）			○
	15	一宮市火災予防条例に規定する避難通路（Ｐ３８の【表３】に掲げるものに限る）	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○	
			上段以外のもの		○
	16	一宮市火災予防条例に規定する喫煙所			○
	17	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第２条第３５号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの			○

※　居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

【表３　一宮市火災予防条例に規定する避難路】

<table>
<tr><td>劇場等の避難通路</td><td>ア　横に並んだいす席の基準席数（最大２０席）以下ごとにその両側に幅８０㎝以上の縦通路（当該基準席数の２分の１以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅６０㎝以上の片側通路とすることができる）
イ　縦に並んだいす席２０席以下ごと及び客席部分の最前部に幅１m以上の横通路
ウ　ます席を設ける客席の部分は横に並んだます席２ます以下ごとに幅４０㎝以上の縦通路
※　以上の通路は避難口に直通のこと</td></tr>
<tr><td>キャバレー等及び飲食店の避難通路</td><td>客席の床面積が１５０㎡以上の階の客席には、有効幅員１．６m（飲食店にあっては１．２m）以上の避難通路を、客席の各部からいす席、テーブル席又はボックス席７個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</td></tr>
<tr><td>百貨店等の避難通路</td><td>ア　百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を１以上保有しなければならない。
<table>
<tr><td>売場又は展示場の床面積</td><td>幅員</td></tr>
<tr><td>１５０㎡以上３００㎡未満</td><td>１．２m</td></tr>
<tr><td>３００㎡以上</td><td>１．６m</td></tr>
</table>
イ　百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が６００㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員１．２m以上の補助避難通路を保有しなければならない。
※１　百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。
※２　主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。
※３　補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。
※４　売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客が出入りする商品の陳列販売部分をいいます。</td></tr>
</table>

具体例

福利厚生施設の範囲

問　福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。
社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪店、仮眠室、喫煙室

答　⑴　体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪店は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取扱って差し支えありません。
⑵　更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取扱って差し支えありません。
⑶　研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
⑷　社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので、課税の対象とはなりません。

更衣室、浴場等の業務用施設の判定

問　勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場については、業務用施設と認められるもの以外のものは非課税として取り扱いますが、業務用施設か否かの判定の基準はどこにおくのですか。

答　業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の利用形態の実態等によって判断しますが、一般的にデパート及び銀行等において就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている女子更衣室や鉄工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきものです。

工場内の消防用設備等

問　工場内に設置されている消防用設備等は非課税となりますか。

答　事業所税においては、百貨店、旅館その他特定防火対象物で不特定多数の者が出入りするものに設置される消防用設備等で一定のものについて非課税とされており、工場はこのうち特定防火対象物に該当しないため非課税規定の適用はありません。

壁等に埋め込まれた消防用設備等

問　壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、どのように取り扱えばいいですか。また、消火器等移動性消火用具に係る床面積についてはどうですか。

答　壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器に係る床面積はなく、したがって、非課税の対象となる事業所床面積はありません。

　なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積が非課税の対象となります。また、移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占有床面積は非課税となります。

〈法人税法別表第２　公益法人等の表〉

委託者保護基金	司法書士会	中小企業団体中央会
一般財団法人（※１）	社会福祉法人	投資者保護基金
一般社団法人（※１）	社会保険労務士会	独立行政法人（※６）
医療法人（※２）	宗教法人	土地改良事業団体連合会
外国人技能実習機構	住宅街区整備組合	土地家屋調査士会
貸金業協会	酒造組合	都道府県職業能力開発協会
学校法人（※３）	酒造組合中央会	日本学術会議
企業年金基金	酒造組合連合会	日本行政書士会連合会
企業年金連合会	酒販組合	日本勤労者住宅協会
危険物保安技術協会	酒販組合中央会	日本公認会計士協会
行政書士会	酒販組合連合会	日本司法書士会連合会
漁業共済組合	商工会	日本商工会議所
漁業共済組合連合会	商工会議所	日本消防検定協会
漁業信用基金協会	商工会連合会	日本私立学校振興・共済事業団
漁船保険組合	商工組合（※４）	日本税理士会連合会
金融経済教育推進機構	商工組合連合会（※４）	日本赤十字社
勤労者財産形成基金	使用済燃料再処理・廃炉推進機構	日本電気計器検定所
軽自動車検査協会	商品先物取引協会	日本土地家屋調査士会連合会
健康保険組合	消防団員等公務災害補償等共済基金	日本弁護士連合会
健康保険組合連合会	職員団体等（※５）	日本弁理士会
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	職業訓練法人	日本水先人会連合会
	信用保証協会	認可金融商品取引業協会
原子力発電環境整備機構	生活衛生同業組合（※４）	農業共済組合
高圧ガス保安協会	生活衛生同業組合連合会（※４）	農業共済組合連合会
広域的運営推進機関	税理士会	農業協同組合連合会（※７）
広域臨海環境整備センター	石炭鉱業年金基金	農業信用基金協会
公益財団法人	船員災害防止協会	農水産業協同組合貯金保険機構
公益社団法人	全国健康保険協会	負債整理組合
更生保護法人	全国市町村職員共済組合連合会	弁護士会
小型船舶検査機構	全国社会保険労務士会連合会	保険契約者保護機構
国家公務員共済組合	損害保険料率算出団体	水先人会
国家公務員共済組合連合会	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	輸出組合（※４）
国民健康保険組合	地方競馬全国協会	輸入組合（※４）
国民健康保険団体連合会	地方公務員共済組合	預金保険機構
国民年金基金	地方公務員共済組合連合会	労働組合（※５）
国民年金基金連合会	地方公務員災害補償基金	労働災害防止協会
市街地再開発組合	中央職業能力開発協会	労働者協同組合（※８）
自動車安全運転センター	中央労働災害防止協会	

※１　非営利型法人に該当するものに限る。

※２　医療法第４２条の２第１項に規定する社会医療法人に限る。

※３　私立学校法第１５２条第５項（私立専修学校等）の規定により設立された法人を含む。

※４　組合員又は会員に出資をさせないものに限る。

※５　法人であるものに限る。

※６　法人税法別表第１に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は余剰金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。

※７　医療法第３１条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。

※８　労働者協同組合法（令和２年法律第７８号）第９４条の３第２号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合に限る。

〈法人税法別表第１　公共法人の表〉

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	地方公共団体	土地改良区
沖縄振興開発金融公庫	地方公共団体金融機構	土地改良区連合
株式会社国際協力銀行	地方公共団体情報システム機構	土地区画整理組合
株式会社日本政策金融公庫	地方住宅供給公社	日本下水道事業団
港務局	地方税共同機構	日本司法支援センター
国立健康危機管理研究機構	地方道路公社	日本中央競馬会
国立大学法人	地方独立行政法人	日本年金機構
水害予防組合	独立行政法人（※１）	日本放送協会
水害予防組合連合	土地開発公社	福島国際研究教育機構
大学共同利用機関法人		

※１　その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。

〈法人税法別表第３　協同組合等の表〉

生活衛生同業組合（※１）	消費生活協同組合連合会	内航海運組合
生活衛生同業組合連合会（※１）	信用金庫	内航海運組合連合会
生活衛生同業小組合	信用金庫連合会	農業協同組合
共済水産業協同組合連合会	森林組合	農業協同組合連合会（※３）
漁業協同組合	森林組合連合会	農事組合法人（※４）
漁業協同組合連合会	水産加工業協同組合	農林中央金庫
漁業生産組合（※２）	水産加工業協同組合連合会	輸出組合（※１）
商工組合（※１）	生産森林組合（※２）	輸出水産業組合
商工組合連合会（※１）	船主相互保険組合	輸入組合（※１）
商店街振興組合	たばこ耕作組合	労働金庫
商店街振興組合連合会	中小企業等協同組合（企業組合を除く）	労働金庫連合会
消費生活協同組合		労働者協同組合連合会

※１　組合員又は会員に出資をさせるものに限る。

※２　当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。

※３　法人税法別表第２の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。

※４　農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。

２　課税標準の特例対象施設一覧表[地方税法第７０１条の４１]

<table>
<tr><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">号</th><th rowspan="2">施　　設　　等</th><th colspan="2">控除割合</th></tr>
<tr><th>資産割</th><th>従業者割</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>法人税法第２条第７号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設
農業協同組合、消費者生活協同組合、信用金庫など、法人税法別表第３（Ｐ４１を参照）に掲げる法人がその本来の事業の用に供する施設</td><td>１／２</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>1</td><td>2</td><td>学校教育法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条第１項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設
洋裁・和裁学校、料理学校、経理・コンピューター専門学校等</td><td>１／２</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>1</td><td>3</td><td>公害防止又は資源の有効な利用のための施設
事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限る。）は、次に掲げる施設です。（４号に掲げるものを除く。）
<table>
<tr><th></th><th>施　　設</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設又は同条第３項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第１２条第１項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>大気汚染防止法第２条第２項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第５項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第４項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>大気汚染防止法附則第９項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定するごみ処理施設及び同法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第１４号に規定する廃油処理施設</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</td></tr>
</table></td><td>３／４</td><td>―</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">号</th><th rowspan="2">施　　設　　等</th><th colspan="2">控除割合</th></tr>
<tr><th>資産割</th><th>従業者割</th></tr>
<tr><td>1</td><td>4</td><td>産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設
次に掲げる事業の用に供する施設で事務所以外のもの
⑴　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項若しくは第６項、第１４条の４第１項若しくは第６項の規定による許可又は同法第１５条の４の２第１項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
⑵　広域臨海環境整備センター法第１９条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
⑶　浄化槽法第３５条第１項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業
⑷　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第２０条第１項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</td><td>３／４</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>1</td><td>5</td><td>家畜取引法第２条第３項に規定する家畜市場
家畜市場とは、家畜取引のために開設される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいいます。</td><td>３／４</td><td>―</td></tr>
<tr><td>1</td><td>6</td><td>生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設
国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設</td><td>３／４</td><td>―</td></tr>
<tr><td>1</td><td>7</td><td>みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造用施設
みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法第２条第１項に規定する酒類をいう。）の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
具体的には、原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設をいい、原料倉庫及び包装、びん詰、たる詰の各工程は含まれません。</td><td>３／４</td><td>―</td></tr>
<tr><td>1</td><td>8</td><td>木材市場、木材保管施設
ア　木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの
イ　製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業で一定のものを営む者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する専ら木材の保管の用に供される施設</td><td>３／４</td><td>―</td></tr>
<tr><td>1</td><td>9</td><td>ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設
旅館業法第２条第２項に規定するホテル営業又は同条第３項に規定する旅館営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第４号に掲げる営業の用に供されるものを除く。）で次に掲げるもの
※ 非課税の消防用設備等及び防災用設備等に係る部分は除きます
ア　客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。）
イ　広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）
ウ　ロビー、浴室、厨房、機械室
エ　上記アからウに類する施設（玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室）</td><td>１／２</td><td>―</td></tr>
</table>

項	号	施　　設　　等	控除割合	
			資産割	従業者割
1	10	**港湾法第２条第５項に規定する港湾施設のうち一定のもの**	１／２	１／２
1	11	**港湾法第２条第５項に規定する港湾施設のうち上屋及び倉庫（倉庫業法第７条第１項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。）**	３／４	１／２
1	12	**外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設**	１／２	―
1	13	**港湾運送事業法第２条第２項に規定する港湾運送事業のうち同法第３条第１号又は第２号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋**	１／２	―
1	14	**倉庫業法に規定する倉庫業者の倉庫（営業用倉庫）** 倉庫業法第７条第１項に規定する倉庫業者（同法第３条の登録を受けて倉庫業を営む者）がその本来の事業の用に供する倉庫 当該倉庫が倉庫業者の事業所等であるかどうかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされています。	３／４	―
1	15	**タクシー事業の用に供する施設** 道路運送法第３条第１号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第２条第３項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で、タクシー業務適正化特別措置法第２条第４項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	１／２	１／２
1	16	**公共の飛行場に設置される一定の施設** 格納庫、運行管理施設、航空機の整備のための施設等	１／２	１／２
1	17	**流通業務地区内に設置される貨物の積卸しのための施設等一定の施設** 流通業務市街地の整備に関する法律第４条第１項に規定する流通業務地区内に設置される貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	１／２	１／２
1	18	**流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫（営業用倉庫）** 流通業務市街地の整備に関する法律第４条第１項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	３／４	１／２
1	19	**特定信書便事業用施設** 民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第９項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	１／２	１／２

項	号	施　　設　　等	控除割合	
			資産割	従業者割
2		**心身障害者を多数雇用する事業所等** 心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第４９条第１項第６号の助成金の支給を受けている施設又は設備に係るもの	１／２	―

［地方税法附則第３３条］　※特例の適用期限が定められています。

項	号	施　　設　　等	控除割合	
			資産割	従業者割
5		**特定農産加工事業用施設** 令和１０年3月３１日までに特定農産加工業経営改善臨時措置法第３条第１項の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの ※特例の適用期限 個人：承認を受けた日から５年を経過する日の属する年分まで 法人：承認を受けた日から５年を経過する日以降に最初に終了する事業年度分まで	１／４	―
廃	止	**企業主導型保育事業の用に供する施設** 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設（平成２９年４月１日から令和７年３月３１日までの間に補助を受けたものに限ります。） ※なお、平成２９年４月１日から令和７年３月３１日までの期間において政府の補助を受けており、令和７年４月１日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする経過措置が設けられています。	３／４	３／４

【 課税標準の特例の重複適用 】

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

① 地方税法第７０１条の４１第１項（同項各号の重複適用は行いません）
② 地方税法第７０１条の４１第２項
③ 地方税法附則第３３条

〔例〕 各種学校を営む法人Ａは、事業所床面積５，０００㎡（うち課税標準の特例該当部分３，５００㎡）の事業所用家屋で事業を行っている。
また、法人Ａは心身障害者を多数雇用する事業所等に該当する。
この場合の、法人Ａの資産割の課税標準は次のように求めます。

① 各種学校（法第７０１条の４１第１項第２号）の用に供する施設の控除床面積
３，５００㎡×１／２＝１，７５０㎡
② 心身障害者を多数雇用する事業所等（法第７０１条の４１第２項）の控除床面積
（５，０００㎡－１，７５０㎡）×１／２＝１，６２５㎡
したがって、法人Ａの課税標準となる事業所床面積は、
５，０００㎡－（１，７５０㎡＋１，６２５㎡）＝１，６２５㎡ となります。

３－１　減免対象施設等一覧表

番号	施　　設　　等	減免割合	
		資産割	従業者割
1	**教科書出版事業施設** 教科書の発行に関する臨時措置法第２条第１項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の２分の１に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	１／２	１／２
2	**劇場等** 地方税法第７２条の２第８項第２８号に掲げる演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの ⑴　その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの ⑵　主として定員制をとっている劇場等（（１）に該当するものを除く。）で舞台、舞台裏及び楽屋（以下「舞台等」という。）に係る部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上であるものに限る。）	⑴ １／２ ⑵ 当該舞台等に係る額の １／２	―
3	**指定自動車教習所** 道路交通法第９９条に規定する指定自動車教習所	１／２	１／２
4	**大学以外の学校の生徒等の旅行用貸し切りバス事業に係る施設** 道路運送法第９条の２第１項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が、その本来の事業の用に供する施設（当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第１２４条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該旅行に係るバスの走行㎞数の合計数を当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの総走行㎞数の合計数で除して得た値の２分の１	
5	**酒類保管倉庫** 酒税法第９条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管の用に供する倉庫	１／２	―
6	**タクシー事業用施設** 地方税法第７０１条の４１第１項の表第１５号に掲げる施設（事務所以外の施設）で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が２５０台以下であるもの	全部	全部
7	**中小企業近代化助成施設** 中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法の規定に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第７０１条の３４第３項第１９号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
8	**農林中央金庫** 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9	**農業協同組合等の共同利用施設等** 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法第７０１条の３４第３項第１２号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容の用に供する施設及びこれらに類する施設を除く。）	全部	全部

番号	施　　設　　等	減免割合	
		資産割	従業者割
10	**果実飲料等の保管倉庫** 果実飲料の日本農林規格第１条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第２条の規定による炭酸飲料の製造を行う者が当該事業に係る製品及び容器の保管の用に供する倉庫（市内の当該倉庫の合計面積が３，０００㎡以下の場合に限る。）	１／２	―
11	**古紙回収事業用施設** 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	１／２	―
12	**家具保管用倉庫** 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管の用に供する施設	１／２	―
13	**織物、綿製造業等の保管用施設** ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸及びかさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専ら当該事業を行う者に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	１／２	―
14	**漬物の製造用施設** 野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造を行う者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業の用に供する施設以外の施設	３／４	―
15	**い草製品等の保管倉庫** い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せて製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	１／２	―
16	**倉庫及び上屋** 地方税法第７０１条の４１第１項の表第１１号、第１３号、第１４号又は第１８号に掲げる施設のうち、倉庫業法第７条第１項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第２条第２項に規定する港湾運送事業のうち同法第３条第１号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第２号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて３０，０００㎡未満であるもの	全部	全部
17	**粘土かわら製造業用施設** 粘土かわら製造を行う者が当該事業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場及び施ゆう場を含む。）及び製品倉庫	１／２	―
18	**ビルメンテナンス業従事従業者** ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者	―	全部
19	**列車内の食堂等従事従業者** 列車内において食堂及び売店の事業に直接従事する従業者	―	１／２
	災害により被害を受けた事業所等で、当該被害を受けたことにより事業の用に供されていないと市長が認めるもの	※一定割合	―

※　一定割合は次の計算で求めます。

（事業を休止した日の属する月から事業を再開した日の属する月までの月数）

÷（課税標準の算定期間の月数）

３－２　一宮市の経過措置による減免について

一宮市では、事業所税の課税開始に伴い、中小企業者に新たに生じる税負担の増加を緩和するため独自の減免措置を定めていましたが、令和６年９月３０日までに終了する事業年度をもって当該措置は廃止されました。

減　免　適　用　期　間　（過年度分）	減　免　割　合
平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までに終了する事業年度	資産割額の１／２
令和元年１０月１日から令和４年９月３０日までに終了する事業年度	資産割額の３／８
令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までに終了する事業年度	資産割額の１／４
令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までに終了する事業年度	資産割額の１／８

※　この表は法人の場合で、個人の場合は課税期間が原則１月１日から１２月３１日であるため異なります。

減免対象となる中小企業者の範囲は、次表に掲げる「中小企業等経営強化法第２条第１項各号」に規定する中小企業者です。

号	業　　種	資本金の額又は出資の総額	従業員数※
1	製造業・建設業・運輸業その他の業種（２，３，４及び５の各号の業種を除く。）	３億円以下	３００人以下
2	卸売業（５の各号の業種を除く。）	１億円以下	１００人以下
3	サービス業（５の各号の業種を除く。）	５千万円以下	１００人以下
4	小売業（５の各号の業種を除く。）	５千万円以下	５０人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	９００人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	旅館業	５千万円以下	２００人以下
6	企業組合		
7	協業組合		
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会		
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会		
	商工組合、商工組合連合会		
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会		
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が５千万円（卸売業は１億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時５０人（卸売業又はサービス業は１００人）以下の従業員を使用する者であるもの		
	酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の３分の２以上が３億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時３００人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の３分の２以上が５千万円（酒類卸売業は１億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時５０人（酒類卸売業は１００人）以下の従業員を使用する者であるもの		
	内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の３分の２以上が３億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時３００人以下の		

号	業　　種	資本金の額又は出資の総額	従業員数※
8	従業員を使用する者であるもの		
	技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が、表中１～７までに規定する中小企業者であるもの		

※　この表において、従業員とは、「常時使用する従業員」のことで、労働基準法第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。

したがって、業務に従事している者であっても個人事業主や法人の役員は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。

「常時使用する従業員」であるかないかの判別基準は、労働基準法第２１条において「解雇の予告を必要としない者」として規定される次の４つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えます。

・日々雇い入れられる者（ただし、１ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
・２ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、２ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
・季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、４ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
・試の使用期間中の者（ただし、１４日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

常時使用する従業員の数は、企業全体として計算するもので、２以上の営業所あるいは工場を有する事業者、２以上の業種に属する事業を兼営する事業者等については、いずれもその総体で計算し、事業所別又は業種別に計算するものではありません。

Ⅳ　事業所税のＱ＆Ａ

☆　課税開始時期等について

Ｑ１　なぜ一宮市が事業所税の課税団体となるのですか。

Ａ　事業所税の課税団体となるのは、地方自治法第２５２条の１９第１項の市（政令指定都市）、首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、又は近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域を有する市、それ以外の市にあっては、人口３０万人以上（最近の国勢調査の結果による人口又は最近の１月１日現在で住民基本台帳に登録されている人口をいいます）で政令で指定されることが要件となっています。

一宮市は、平成１７年４月１日に３市町の合併により、住民基本台帳に記録されている人口が３０万人以上となりました。

その後、「市町村の合併の特例等に関する法律」の規定による合併後５年間の猶予期間を経過したため、平成２２年４月２８日に国から事業所税の課税団体として政令指定を受けました。

Ｑ２　いつから課税（申告納付）が始まりますか。

Ａ　法人の場合は平成２２年１０月１日以降に終了する事業年度からです。

個人の場合は平成２２年分（１月１日から１２月３１日まで）の事業からです。

Ｑ３　事業所税は一宮市独自の新しい税金ですか。

Ａ　事業所税は、地方税法に規定されている法定目的税のひとつで、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための税として、昭和５０年に創設されました。事業所床面積を課税標準とする資産割、従業者給与総額を課税標準とする従業者割から構成されており、令和８年１月１日現在で７７の団体が課税団体となっています。

Ｑ４　なぜ事業所税が必要なのですか。

Ａ　大都市及びその周辺地区においては、人口及び企業の集中・増加が著しく、それに伴い都市機能の低下が招かれると考えられています。これにより、他の一般市町村に比べ、都市環境整備が必要になるとの考えから、これらの都市に課税権が認められています。

Ｑ５　３月末日が決算の事業所ですが、申告納税はいつになりますか。

Ａ　事業年度終了の日から２か月以内になりますので、５月末までに申告納付していただくことになります。

Ｑ６　個人で事業を行っていますが、申告納付はどうなりますか。

Ａ　個人の方でも、事業を行っている家屋が１，０００㎡を超える場合又は１００人を超える従業員に給与支払をしている場合は納税義務者となりますので、３月１５日までに申告納付して

いただくことになります。

1　課税対象

Ｑ７　「事業所等」とは、どのような建物をいいますか。

Ａ　事業所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなどの家屋も含まれます。無人の倉庫など人的設備を欠く施設もこれを管理する事務所などがある限り該当します。

なお、事業に関連する施設のうち、事業所等に該当しないものは次のとおりです。

- 社宅、社員寮など　……　人の居住用のものは除きます。
- 設置期間が２、３か月の現場事務所、仮小屋など　……　これらの場所で行われる事業に継続性がないため該当しません。
- 建設業における現場事務所など臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が１年未満のもの　……　最近の大型建設工事の実態を考慮して、設置期間が１年未満のものも事業所等の範囲から除きます。

Ｑ８　「事業所等において行われる事業」とは何をいいますか。

Ａ　事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては事業に含まれます。事業所等において行われる事業とは、事業所等の建物やその敷地内で行われるものをいうほか、その敷地の外で行われる外交員のセールス活動なども事業所等の管理下にある場合は、事業所等において行われる事業となります。

Ｑ９　未登記の建物であっても課税対象となりますか。

Ａ　事業所税の課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の建物に該当するかどうかにより判定されます。したがって、未登記の建物であっても、不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものであれば、事業所税の課税対象となります。

Q10　個人や不動産賃貸業者等が所有するアパート・マンションなどは事業所税の対象になりますか。また、住宅会社のモデルハウスはどうでしょうか。

Ａ　アパート・マンションなど人の居住の用に供される家屋は事業所等に該当しませんので、事業所税の対象になりません。また、モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから事業所税の対象になりません。ただし、アパートやモデルハウスの中の一室を営業所として使っているような場合は、その部分が課税の対象になります。

Q11　屋根だけの設備の車庫の取扱いはどうなりますか。

A　課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかどうかにより、判定されることとなりますが、登記されているものはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

Q12　市内全ての事業所等に課税されるのですか。

A　事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業を課税客体とし、事業所床面積、従業者給与総額といった事業規模の外形を課税標準として課税されます。また、事業の範囲については、本来の事業に直接、間接に関連して付随的に行われる事業も含んでいます。

ただし、同一の者が本市に所在する事業所等（支店等市内に数か所の事業所がある場合にはその合計）において行う事業が一定規模（免税点）を超えない場合は、事業所税は課されません。免税点は資産割、従業者割の区分に応じ、次のとおりです。

資産割……市内に所在する事業所床面積（非課税に該当する部分を除く。）の合計が１，０００㎡以下

従業者割……市内に所在する事業所等における従業者（非課税に該当する者を除く。）の合計が１００人以下

２　納税義務者等

Q13　建物を借りて事業を行っていますが、申告納付をしなければいけませんか。

A　はい。事業所税の納税義務者は、実際に事業所等において、事業を行う方です。ただし、免税点制度があります。

Q14　貸しビルの所有者は事業所税の納税義務者となりますか。また、空室がある場合でも課税されることになるのでしょうか。

A　事業所税は、事業所等において事業を行う者に課税することとしていますが、貸しビルの貸室部分については貸しビルの所有者ではなく、当該貸室を借りて事業を行う者すなわち使用者に課税されるものです。また、貸しビルの空室部分は、事業を行う者がいないので事業所税の対象になりません。

Q15　甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は、乙社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業にかかる納税義務者は甲社・乙社のどちらになりますか。

A　委託事業の実施が乙社の工場及び従業員により行われている場合は、乙社が納税義務者となります。

なお、甲社の事業所等の一部で乙社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部

について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立した乙社の事業所等と認められるものを除き、当該委託者である甲社が納税義務者となります。

Q16　製造業者（甲）が所有する製品保管庫（２，０００㎡）において、運送業者（乙）が荷役業務を委託されている場合、事業所税の資産割の納税義務者は甲・乙のいずれでしょうか。

A　製品保管庫は製造業者（甲）が所有していますが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（乙）に委託しています。しかし、乙の行う事業は、単なる製品の荷役業務であり当該保管庫を事業用家屋として使用している者は甲となると考えられているので甲が納税義務を負います。一般に、委託事業にかかる納税義務者については、委託業務の実施の状態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することとなります。

Q17　デパートの中に、他の販売業者等が入り、いわゆる消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その部分についての資産割の納税義務者は誰になりますか。

A　デパートの一部を賃貸借契約によって借りて営業している場合には、その賃借人が納税義務者になるわけですが、設問のように消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その部分の床面積の資産割の納税義務者は、デパートを経営する者になります。

Q18　次の場合は、誰が納税義務者となりますか。

⑴　１棟の倉庫を、一定期間倉庫業者から賃借して占有する場合

⑵　１棟の倉庫のうち、特定の数室又は１室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合

⑶　製品１個又は１ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A　⑴及び⑵は、倉庫業者が物品等の保管管理を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の部分等を使用している者が納税義務者となります。

⑶は、倉庫業者が納税義務者になります。

３－⑴　課税標準（資産割）

Q19　屋根付の自転車置き場、工場内のトイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入すべきですか。

A　工場内に附属する自転車置き場は、それが事業所用家屋の一部である限りその面積は事業所床面積に算入すべきものです。事業所用家屋の一部であるかどうかは、具体的には固定資産税の取扱い上家屋として取扱われているかどうかによります。トイレや物置も事業所用家屋の一部として事業の用に供されている場合には課税の対象になります。

Q20　事業所床面積の算出方法について教えてください。

A　事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。

事業所用家屋がテナントビルなどの場合で、複数の入居者が共同で使用する部分がある場合は、その共用部分の床面積を入居者各々の「専用床面積」に応じてあん分し、各事業所ごとに割り振られた「共用床面積」を事業所床面積に含めることになっています。

「共用床面積」とは、階段、廊下、エレベーター、トイレ、機械室、電気室など、複数の入居者が共同で使用する部分の床面積をいいます。

テナントビルの入居者の１つを法人Ａとすれば、この場合の法人Ａの事業所床面積の算出方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{法人Aの事業所床面積}} = \boxed{\text{法人Aの専用床面積}} + \boxed{\text{ビル全体の共用床面積}} \times \boxed{\frac{\text{法人Aの専用床面積}}{\text{ビル全体の専用床面積}}}$$

Q21　工場内の一部で機械等を停止し、操業を休止していますが、この部分について資産割は課税されますか。

A　事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前６か月以上休止していたと認められる施設に係る部分は、課税標準に含まれません。

ただし、免税点の判定の際は事業所床面積に含まれます。

休止施設については明確に休止している床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に操業を行っていなくても、いつでも操業を開始できるようにメンテナンスが行われているような、いわゆる遊休施設については、これに該当しません。

Q22　駐車場施設は課税になりますか。

A　事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、その事業者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場にかかる共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、それぞれが専有している駐車場の面積の比によってあん分することになりますが、１台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積をあん分することとして差し支えありません。

なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸し駐車場については、その店舗等、時間貸し駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

Q23　事業年度の中途で事業所を一部増築（縮小）しました。事業所用床面積の算定はどうなりますか。

A　課税標準となる床面積は、算定期間の末日現在における事業所床面積ですから、算定期間の中途において営業所の建物を増築（縮小）したり、貸しビルの一室を追加で賃借したような場

合でも、末日現在の状況により算定します。

また、同一敷地内で別棟を建築（取り壊し）した場合も、すべてを一つの事業所と見なして、算定期間の末日現在の状況により算定します。

※次のQ24 との違いに注意してください。

Q24　事業年度の中途で一つの事業所（支店等）を新設（廃止）しました。事業所用床面積の算定はどうなりますか。

A　算定期間の中途で新設（廃止）された事業所等の課税標準となる床面積の算定は、月割計算により算定します。ここでいう新設とは、新たな場所に事業所（支店等）を設けることです。廃止とは、ある場所でのすべての事業所を廃止することであり、同一敷地内での施設面積の増減は含みません。

また、新設の場合は、新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数で計算し、廃止の場合は、課税標準の算定期間の開始の日の属する月から、廃止の日の属する月までの月数で計算します。

※前のQ23 との違いに注意してください。

３－⑵　課税標準（従業者割）

Q25　従業者給与総額には何が含まれますか。

A　従業者に対して支払われる棒給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額で、所得税法上給与等に該当しないものは含まれません。

この場合の従業者給与総額には、給与等の実際の支払い日にかかわらず、既に支払い義務が発生し、会計上未払い金として計上されたものも含まれます。

Q26　デパートやスーパーに問屋などから派遣されている従業員の給与等の取り扱いはどうなりますか。

A　その従業員の給与等が問屋などから支払われている限り、派遣元の問屋などの従業者給与等として取り扱い、派遣先の従業者給与総額には含めません。

４　税率

Q27　税率は一宮市独自の税率ですか。

A　いいえ。事業所税は、大都市に共通の都市環境整備のための財政需要に充てることを目的とする目的税であり、課税団体も限られています。都市によって財政需要の態様が著しく異なるということは一般的には考えられないこと、及び国税、地方税を通ずる法人の総合税負担を考え合わせて一定税率とされています。

５　免税点

Q28　免税点は、基礎控除と考えてよいのでしょうか。また、事業所税は、免税点を超えた部分に課税されるのですか。

Ａ　事業所税における免税点の制度は、小規模な事業者の負担をなくすため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。

例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が１，５００㎡の場合は、免税点を超えることになりますが、この場合、その超えた部分のみでなく、全体の１，５００㎡が課税対象となるものです。

Q29　当社は、一宮市内で床面積８００㎡の本店と、床面積４００㎡の支店の２か所で事業を行っています。それぞれの床面積は１，０００㎡以下ですが、資産割は課税されるのでしょうか。

Ａ　事業所床面積の合計が１，０００㎡以下であるかどうか又は従業者数の合計が１００人以下であるかどうかは、課税標準の算定期間の末日に市内にある事業所等の床面積又は従業者数を合計して判定します。したがって、設問の場合は、

８００㎡ ＋ ４００㎡ ＝ １，２００㎡

で免税点の判定を行いますので、資産割が課税されることとなります。

Q30　当社は３月末日が決算の会社ですが、前年の１２月末日をもって一宮市内の支店を閉鎖し、現在は本店のあるＡ市内でのみ事業を行っています。今回の事業所税の申告は、４月から１２月までの９か月分の月割計算をして申告納付すればいいのでしょうか。

Ａ　まず、免税点の判定を行うことになりますが、事業所税の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の状況により行います。今回のケースでは、課税標準の算定期間の末日は３月末日をいい、３月末日における一宮市内の事業所はない（ ＝ 事業所床面積０㎡、従業者数０人）ということになり、資産割、従業者割ともに免税点以下となりますので、事業所税は課税されないことになります。

Q31　免税点の判定において、次のような従業者の取り扱いはどうなりますか。

⑴　出向社員

ア　Ａ社の社員がＢ社に出向し、給与等はＡ社が支払い、Ｂ社はＡ社に対してその給与等の相当分を経営指導料として支払っている場合

イ　Ａ社の社員がＢ社に出向しており、給与等はＡ社とＢ社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

⑵　数社の役員を兼務する兼務役員

⑶　無給の役員

⑷　パートタイマー

⑸　日々雇用等の臨時の従業員

⑹　市外の建築現場事務所等へ派遣されている従業者

⑺　保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する者

⑻　休職中の従業者

A　各設問の従業者は、それぞれ次のように取り扱います。

⑴ の場合

アについては、B社（出向先）がA社（出向元）へ支払っている経営指導料が法人税法上の給与として取り扱われるときは、B社（出向先）の従業者に含めることになります。

イについては、主たる給与等を支払う会社の従業者に含めることになります。

⑵ の場合

⑶に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含めることになります。

⑶ 及び⑷の場合……従業員に含めません。

ただし、パートタイマーを含めるまでもなく免税点を超えた場合は、パートタイマーに支払われた給与等は従業者給与総額に含めます。

⑸ の場合……従業者に含めます。

⑹ の場合……従業者に含めません。

⑺ の場合……従業者に含めます。

⑻ の場合……給与等が支払われているときは、従業者に含めます。

Q32　従業者割の免税点の判定においてパートタイマーの取扱いはどうなりますか。

A　短時間労働者であるパートタイマーは免税点の判定時の人数に含めません。

パートタイマーが従業者かどうかは、形式的な呼称でなく勤務の実態によって判定されるものです。一般的には雇用期間の長短ではなく、勤務すべき事務所等の通常の勤務時間より短時間の勤務をするとして雇用されており、休暇、社会保障、賞与等から見ても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

なお、免税点を超えた場合は、パートタイマーの給与も従業者割の給与総額に含めます。

本市の場合は、一般的には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第２条に規定する短時間労働者のうち１週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の３未満である者を、免税点の判定における従業者の範囲から除外します。例えば、正規従業者の１日の所定労働時間が８時間の場合には、１日の所定労働時間が６時間未満の従業者をパートタイマーとして扱います。

６　非課税

Q33　福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪店、仮眠室、喫煙室

A　⑴　体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪店は、一般的には事業活動を遂行するた

めに設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取扱って差し支えありません。

⑵　更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取扱って差し支えありません。

⑶　研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

⑷　社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

7　課税標準の特例

Q34　免税点の判定にあたって、非課税又は課税標準の特例の適用があるものはどのように取り扱われますか。

A　免税点の判定にあたっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることから、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ差し引いた後の床面積又は従業者数によって判定します。

また、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと税負担の軽減を図る趣旨であることから、特例規定の適用後の床面積又は従業者数により、免税点の判定を行うものではありません。

Q35　次のような場合の倉庫は、誰が納税義務者となりますか。また、どのように取り扱われますか。

⑴　１棟の倉庫を、一定期間倉庫業者から賃借して占有する場合

⑵　１棟の倉庫のうち、特定の数室又は１室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合

⑶　製品１個又は１ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A　課税標準の特例の対象となる倉庫は、倉庫業者（倉庫業法第３条による登録を受けて倉庫業を営む者）がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が自家用倉庫として使用しているものは特例の対象とはなりません。

また、当該倉庫が倉庫業者の事業所等であるかどうかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされています。

⑴と⑵については、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の一部を使用している者の事業所等として取り扱いますので、特例の対象とはなりません。

⑶については、倉庫業者の事業所等として取り扱いますので、当該倉庫が営業用倉庫であれば特例の対象となります。

Q36　旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で、課税標準の特例の対象となるものは、どのようなものでしょうか。

A　これらの施設については、資産割に係る事業所税について、２分の１控除の課税標準の特例が認められていますが、具体的には、次に掲げる施設が対象とされます。なお、下記 ⑴ ～ ⑸ 以外の施設については特例の対象とはならないので、留意する必要があります。

⑴ 客室

⑵ 食堂(専ら宿泊客の利用する施設に限ります。)

食堂が専ら宿泊客の利用に供する施設にあたるかどうかは、その食堂に対する宿泊客の利用がおおむね８割程度以上であるかどうかによります。なお、ホテルの主食堂(メイン食堂)は、専ら宿泊客の利用に供する施設に該当します。

したがってグリル等の食堂については「専ら」に該当しない限り特例の対象とはなりません。

⑶ 広間（主として宿泊客以外のものの利用に供する施設を除きます。）

主として、宿泊客以外の利用に供する施設とは、旅館の広間の利用形態が５割以上宿泊客以外の者、すなわち外部の者によって利用されている場合の広間をいいます。この場合の広間については、特例の対象とはなりません。

⑷ ロビー、浴室、厨房、機械室（地方税法施行令第５６条の４３第２項に規定する消防用設備等又は同条第３項に規定する防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除きます。）

⑸ 以上のほか、これらに類する施設として、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が含まれます。

８　減免

Q37　減免を受けるためにはどうすればよいですか。

A　Ⅲ 別表「３－１　減免対象施設等一覧表」及び「３－２　一宮市の経過措置による減免について」（Ｐ４６～４９）に該当していれば減免となります。その際は、申請書とその事由を証する書類を添えて申告納付期限までに申請することになります。 なお、経過措置による減免は令和６年９月３０日までに終了する事業年度をもって廃止されました。

９　申告納付

Q38　３月末日が決算の事業所ですが、申告納税はいつになりますか。(再掲)

A　事業年度終了の日から２か月以内になりますので、５月末までに申告納付していただくことになります。

Q39　個人で事業を行っていますが、申告納付はどうなりますか。（再掲）

A　個人の方でも、事業を行っている家屋が１，０００㎡を超える場合又は１００人を超える従業員に給与支払をしている場合は納税義務者となりますので、３月１５日までに申告納付していただくことになります。

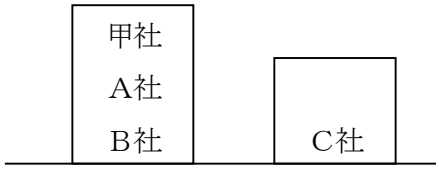
Q40　分割納付は可能ですか。

A　一括納付になります。

10　共同事業及び共同事業とみなされる事業

Q41　A社、B社、C社は、甲社が１００％出資する同族会社です。A社、B社及び甲社は、同一の家屋に事業所があり、C社は別の家屋に事業所があります。床面積及び従業者数は、それぞれ次のとおりです。４社の免税点判定及び課税標準はどうなりますか。

○　甲社：６５０㎡　３６人
○　A社：４００㎡　５８人
○　B社：３５０㎡　４９人
○　C社：２００㎡　１４人



A　特殊関係者を有する場合、特殊関係者が同一の家屋で事業を行っているときは共同事業とみなされ、特殊関係者を有する者は、特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合計して免税点判定を行うこととなります。A社、B社及びC社は、甲社の特殊関係者であり、また、A社・B社・C社は互いに特殊関係者となります。甲社・A社・B社は同一の家屋で事業を行い、C社は別の家屋で事業を行っていますので、免税点判定は次のとおりです。

また、免税点を超える場合、課税標準は、特殊関係者を有する者が単独で行っている事業所床面積（従業者給与総額）のみとなります。

○　甲社：650＋400＋350＝1,400 ㎡(免税点超)　　36＋58＋49＝143 人(免税点超)
○　A社：400＋350＝750 ㎡(免税点以下)　　58＋49＝107 人(免税点超)
○　B社：350＋400＝750 ㎡(免税点以下)　　49＋58＝107 人(免税点超)
○　C社：200 ㎡(免税点以下)　　14 人(免税点以下)

11　その他

Q42　事業所税は法人税法上企業の損金に算入されますか。また、損金に算入されるとすれば、損金として経理すべき事業年度はいつになるのでしょうか。

A　事業所税は、原則として申告納付された日の属する事業年度において損金として算入されることとなります。ただし、事業所税を製造原価、工事原価その他これらに準ずるものの原価に配賦した場合には、当該年度未払金として処理することが認められています（法人税法基本通達９－５－１）。

Ⅴ　事業所税の税額計算例

○課税の判断（免税点の判定）

事例１

一宮市内にA社の甲事業所と乙工場があります。
事業年度末日（３月３１日）の事業所床面積の内訳は次のとおりです。
課税の対象になりますか。

甲事業所
床面積……1,200 ㎡
そのうち非課税床面積……300 ㎡
乙工場
床面積……600 ㎡
そのうち課税標準の特例による控除床面積……200 ㎡

A社の課税の判断は、次のとおりとなります。

甲事業所　1,200 ㎡ － 300 ㎡ ＝ 900 ㎡
乙工場　600 ㎡ － 0 ㎡ ＝ 600 ㎡
合　計　1,500 ㎡ ＞ 1,000 ㎡（免税点）

以上のとおり、免税点（1,000 ㎡以下）を超えることとなります。
よって、A社は課税の対象となります。なお、免税点を超えた部分だけでなく、1,500 ㎡が課税の対象となりますので注意してください。

事例２

一宮市内にB社の甲事業所と乙事業所があります。
事業年度末日（３月３１日）の従業者の内訳は次のとおりです。
課税の対象になりますか。

甲事業所
従業者数……75 人
そのうち役員以外で 65 歳以上の従業者……5 人
乙事業所
従業者数……35 人
そのうち役員以外の障害者…… 3 人
中途退職者…… 2 人

B社の課税の判断は、次のとおりとなります。
まず、免税点を判定します。（非課税部分Ｐ１１参照。また、中途退職者は従業者数に含みません。）

甲事業所　75 人 － 5 人 ＝ 70 人
乙事業所　35 人 － 3 人 ＝ 32 人
合　計　102 人 ＞ 100 人（免税点）

以上のとおり、免税点（100 人以下）を超えるため、課税の対象となります。
なお、課税標準は免税点を超えた部分だけでなく、102 人分と、免税点の判定では含めなかった中途退職者 2 人の給与総額が対象となりますので注意してください。

事例３

Ｃ株式会社

・事業内容　製造業

・事業所床面積…… 11,463.85 ㎡

（内訳）事務所……375.85 ㎡

社員食堂（福利厚生施設）…… 88.00 ㎡

工場…… 11,000.00 ㎡

・給与総額の明細

期末（３月３１日）現在の従業者数…… 112 人

給与総額…… 341,600,000 円

（うち役員以外の 65 歳以上の従業員２人分に支払われた給与総額……6,102,500 円）

１　資産割

⑴　免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

11,463.85 ㎡　－　88.00 ㎡　＝　11,375.85 ㎡

（非課税施設　Ｐ３４参照）

免税点（1,000 ㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

課税標準　＝　11,463.85 ㎡　－　88.00 ㎡　＝　11,375.85 ㎡

⑶　税額計算

11,375.85 ㎡　×　600 円　＝　6,825,510 円

⑷　資産割額

6,825,510 円

２　従業者割額

⑴　免税点の判定

役員以外の 65 歳以上の従業者については、従業者人数から除きます。

112 人　－　2 人　＝　110 人

免税点（100 人以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

従業者給与総額は、役員以外の 65 歳以上の従業者に支払った給与総額を除きます。

341,600,000 円　－　6,102,500 円　＝　335,497,500 円

→　335,497,000 円（1,000 円未満切捨て）

⑶　税額計算

335,497,000 円　×　0.25/100　＝　838,742.5 円

→　838,742 円（円未満切捨て）

⑷　従業者割額

838,742 円

３　申告すべき税額

6,825,510 円　＋　838,742 円　＝　7,664,252 円　→　7,664,200 円

（確定金額で 100 円未満切捨て）

申告納税額　７，６６４，２００ 円

事例４

D株式会社

事業内容　倉庫業

・事業所床面積……30,348.75 ㎡

（内訳）事務所…… 273.75 ㎡

社員食堂（福利厚生施設）……75.00 ㎡

営業用倉庫……30,000.00 ㎡

・給与総額の明細

期末（３月３１日）現在の従業者数…… 32 人

給与総額……98,600,000 円

（うち役員以外の 65 歳以上の従業員 2 人分に支払われた給与総額……6,102,500 円）

１　資産割

⑴　免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

30,348.75 ㎡－75.00 ㎡＝30,273.75 ㎡

（非課税施設　Ｐ３４参照）

免税点（1,000 ㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

倉庫・・・・・・30,000.00 ㎡　×3/4　＝　22,500.00 ㎡

特例対象施設 Ｐ４４参照　（倉庫床面積）（特例控除割合）（特例控除面積）

したがって、課税標準は

30,348.75 ㎡　－　75.00 ㎡　－　22,500.00 ㎡　＝　7,773.75 ㎡

（非課税施設）　（特例控除面積）

⑶　税額計算

7,773.75 ㎡×600 円＝4,664,250 円

⑷　資産割額

4,664,250 円

２　従業者割額

⑴　免税点の判定

役員以外の 65 歳以上の従業者については、従業者人数から除きます。

32 人　－　2 人　＝　30 人

免税点（100 人以下）を超えていませんので課税にはなりません。

⑵　従業者割額　0 円

３　申告すべき税額

4,664,250 円　＋　0 円　＝　4,664,250 円　→　4,664,200 円

（確定金額で 100 円未満切捨て）

申告納税額　４，６６４，２００ 円

事例５　貸しビルに入居し、事業を行っている場合

Ｅ株式会社

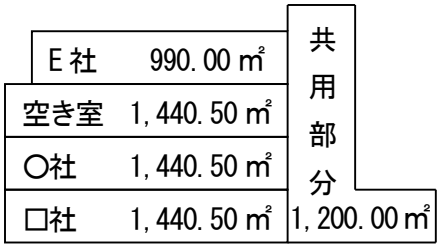
・事業内容　食品卸業

・事業所床面積　右図参照

・給与総額の明細

期末（３月３１日）現在の従業者…　25 人

給与総額…… 90,320,000 円



１　資産割

⑴　免税点の判定

Ｅ社の専用部分の床面積は 990.00 ㎡ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。

共用部分の床面積の算出方法は次のようになります。

$$\text{Ｅ社の共用部分の床面積} = \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{共用部分に係るＥ社の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}}$$

$$= 1,200.00\ ㎡ \times \frac{990.00\ ㎡}{990.00\ ㎡+1,440.50\ ㎡+1,440.50\ ㎡+1,440.50\ ㎡}$$

（（注）空き室も専用部分に含めます。）

$$= 1,200.00\ ㎡ \times 0.186388 = 223.6656\ ㎡$$

$$\rightarrow 223.66\ ㎡\text{（小数点第２位未満切捨て）}$$

$$\text{Ｅ社の事業所床面積} = 990.00\ ㎡ + 223.66\ ㎡ = 1,213.66\ ㎡$$

免税点（1,000 ㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

⑴ より 1,213.66 ㎡

⑶　税額計算

1,213.66 ㎡×600 円＝728,196 円

⑷　資産割額

728,196 円

２　従業者割額

⑴　免税点の判定

従業者数　25 人

免税点（100 人以下）を超えていませんので課税にはなりません。

⑵　従業者割額　0 円

３　申告すべき税額

728,196 円　＋　0 円　＝　728,196 円　→　728,100 円

（確定金額で 100 円未満切捨て）

申告納税額　７２８，１００　円

事例６　ホテルの場合の計算例（資産割のみ）

・事業所床面積……3,300 ㎡

（内訳）①客室部分面積…… 2,000 ㎡

②事務所…… 24 ㎡

③フロント・ロビー…… 60 ㎡

④食堂（宿泊者用）・厨房…… 130 ㎡

⑤リネン室…… 24 ㎡

⑥食品庫・倉庫…… 21 ㎡

⑦中央管理室…… 25 ㎡

⑧（⑦のうち消防用設備操作盤）…… 5 ㎡

⑨非常用エレベーター…… 94 ㎡

⑩避難階段…… 140 ㎡

⑪廊下…… 600 ㎡

⑫消防・防災設備（消火栓等）…… 160 ㎡

⑬休憩室…… 12 ㎡

⑭仮眠室…… 10 ㎡

※ホテル、旅館等の客室前の通路は廊下となります。
（避難通路にはなりません。）

⑴　免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

ホテルの場合の非課税部分とは

- 消防用設備等・防災施設等面積（ホテルは特定防火対象施設に該当します。）
- 福利厚生施設（当事例の場合、仮眠室はホテル業の業務上必要とされる施設であるため、非課税には該当しません。）

非課税施設　（Ｐ３４～３８参照）

区分	非課税施設	面積	非課税割合	非課税面積
消防・防災	⑦中央管理室(⑧を除いた面積)	20 ㎡	1/2	10 ㎡
	⑧消防用設備操作盤	5 ㎡	全部	5 ㎡
	⑨非常用エレベーター	94 ㎡	全部	94 ㎡
	⑩避難階段	140 ㎡	全部	140 ㎡
	⑪廊下	600 ㎡	1/2	300 ㎡
	⑫消防・防災設備(消火栓等)	160 ㎡	全部	160 ㎡
福利厚生	⑬休憩室	12 ㎡	全部	12 ㎡
				721 ㎡

免税点判定

3,300 ㎡ － 721 ㎡ ＝ 2,579 ㎡

免税点（1,000 ㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵ 課税標準

課税標準は特例対象施設の特例割合による面積を控除した面積です。

ホテルの特例対象施設は客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です。

適用の条件

旅館業法に規定するホテル営業等の用に供する施設に限ります。（風俗関連営業用施設を除きます。）（Ｐ４３又はＰ５９参照）

特例対象施設	面積	特例割合	特例対象面積
①客室部分	2,000 ㎡	1/2	1,000 ㎡
③フロント・ロビー	60 ㎡		30 ㎡
④食堂（宿泊者用）・厨房	130 ㎡		65 ㎡
⑤リネン室	24 ㎡		12 ㎡
			1,107 ㎡

課税標準となる床面積

3,300 ㎡ － 721 ㎡ － 1,107 ㎡ ＝ 1,472 ㎡

（総床面積）（非課税床面積）（控除対象床面積）

⑶ 税額計算

1,472 ㎡ × 600 円 ＝ 883,200 円

（課税標準床面積）（税率） （資産割額）

資産割額 ８８３，２００ 円

事例７

一宮総業㈱は、３月末日が決算の法人で、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

○　本社（一宮市本町２丁目５－６）

⑴　一宮ビル（特定防火対象物）に入居（Ａ不動産㈱所有）

⑵　一宮ビル全体の床面積 …… 7,273.43 ㎡

⑶　⑵のうち、入居事業所全体の専用床面積 …… 4,464.04 ㎡

⑷　⑶のうち、一宮総業㈱の専用床面積 …… 1,217.56 ㎡

⑸　⑷のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積 …… 122.68 ㎡

⑹　⑷のうち、消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税床面積 …… 38.45 ㎡

⑺　共用床面積 …… 2,809.39 ㎡

⑻　⑺のうち、消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税床面積 …… 1,742.18 ㎡

⑼　本社勤務従業者88人に支払われた給与総額 …… 294,385,871円

⑽　⑼のうち、福利厚生施設に勤務する従業者2人に支払われた給与等 …… 4,397,889円

⑾　⑼のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者15人に支払われた給与等 ……
33,005,178円

⑿　⑼のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等……
4,388,798円

⒀　一宮ビル内に愛知総業㈱（特殊関係者）が入居
（専用床面積：304.39 ㎡、共用床面積：72.76 ㎡、従業者数：15人）

○　尾西営業所（一宮市東五城字備前１２）

⒁　木曽川営業所へ移転するため、１２月１５日に廃止

⒂　廃止の日現在の事業所床面積 …… 849.41 ㎡

⒃　４月１日から１２月１５日までの間に
尾西営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額 …… 33,213,842円

○　木曽川営業所（一宮市木曽川町内割田一ノ通り２７）

⒄　尾西営業所から移転し、１２月１６日に新設

⒅　課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 …… 948.36 ㎡

⒆　⒅のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積 …… 58.77 ㎡

⒇　１２月１６日から３月３１日までの間に
木曽川営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額 …… 11,233,841円

(21)　⒇のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者1人に支払われた給与等… 2,798,735円

1　資産割

⑴　免税点判定

（⑻共用部分のうち の非課税床面積）　（⑷一宮総業㈱ の専用床面積）

本社　：　1,217.56㎡　＋　［(2,809.39㎡　－　1,742.18㎡)　×　$\frac{1,217.56㎡}{4,464.04㎡}$　］

（⑷専用床面積）　（⑺共用床面積）　（⑶全体の専用床面積）

－(122.68㎡　＋　38.45㎡)　＋　(304.39㎡　＋　72.76㎡)

（専用部分のうちの非課税床面積 ⑸+⑹）　（⑿愛知総業㈱の事業所床面積）

＝1,217.56㎡　＋　291.07㎡　－　161.13㎡　＋　377.15㎡　＝　1,724.65㎡……①

木曽川営業所　：　948.36㎡　－　58.77㎡　＝　889.59㎡……②

①　＋　②　＝　2,614.24㎡

免税点（1,000㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

※　尾西営業所は、課税標準の算定期間の末日現在は廃止しているので免税点判定の事業所床面積には含めません。

⑵　課税標準

本社　：　1,217.56㎡　＋　291.07㎡　－　161.13㎡　＝　1,347.50㎡……③

※　特殊関係者である愛知総業㈱の事業所床面積は、本社の事業所床面積には含めません。

尾西営業所　：　849.41㎡　×　$\frac{9}{12}$　＝　637.0575㎡　→　637.05㎡……④

（課税標準となる事業所床面積は、小数点第２位未満切捨て）

木曽川営業所：　(948.36㎡　－　58.77㎡)　×　$\frac{3}{12}$　＝　222.3975㎡　→　222.39㎡…⑤

（課税標準となる事業所床面積は、小数点第２位未満切捨て）

③　＋　④　＋　⑤　＝　2,206.94㎡

⑶　税額計算

2,206.94㎡　×　600円　＝　1,324,164円　※　１円単位まで記入してください。

（課税標準）　（税率）

⑷　資産割額

1,324,164円……⑥

2　従業者割

⑴　免税点判定

（⑬愛知総業㈱の従業者）

本社　：　88 人　－　（ 2 人　＋　15 人 ）　＋　15 人　＝　86 人……⑦

（⑩非課税）　（⑪非課税）

木曽川営業所　：　20 人　－　1 人　＝　19 人……⑧

（㉑非課税）

⑦　＋　⑧　＝　105 人

免税点（100 人以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

（⑫雇用改善助成対象者）

本社　：　294, 385, 871 円　－　［4, 397, 889 円　＋　33, 005, 178 円　＋(4, 388, 798 円×$\frac{1}{2}$)］

（⑩非課税）　（⑪65 歳以上の者）　（控除割合）

＝　254, 788, 405 円…⑨

尾西営業所　：　33, 213, 842 円……⑩

木曽川営業所　：　11, 233, 841 円　－　2, 798, 735 円　＝　8, 435, 106 円……⑪

（㉑65 歳以上の者）

⑨　＋　⑩　＋　⑪　＝　296, 437, 353 円　→　296, 437, 000 円

（課税標準となる従業者給与総額は、1, 000 円未満切捨て）

⑶　税額計算

296, 437, 000 円　×　$\frac{0.25}{100}$　＝　741, 092.5 円　→　741, 092 円

（課税標準）　（税率）　（１円未満切捨て）

※　１円単位まで記入してください。

⑷　従業者割額

741, 092 円……⑫

3　申告すべき税額

⑥(1, 324, 164 円)　＋　⑫(741, 092 円)　＝　2, 065, 256 円　→　2, 065, 200 円

（確定金額で 100 円未満切捨て）

申告納税額　２，０６５，２００ 円

事例８

Ｆ株式会社

・事業内容　ねん糸業　（従業員数30人、資本金 1,000万円）

・事業所床面積…… 13,364.60㎡

（内訳）事務所…… 125.59㎡

社員食堂（福利厚生施設）…… 40.34㎡

工場…… 12,000.00㎡

倉庫（織物、綿製造業等の保管用施設）…… 1,198.67㎡

（工場のうち、6,000㎡は、半年以上休止状態）

⑴　免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

13,364.60㎡－40.34㎡＝13,324.26㎡

（非課税施設　Ｐ３４参照）

免税点（1,000㎡以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

⑵　課税標準

・工場・・・・・12,000.00㎡－6,000.00㎡＝6,000.00㎡

（工場床面積）　（休止面積）

したがって、課税標準は

13,364.60㎡－40.34㎡－6,000.00㎡＝7,324.26㎡

（非課税施設）（休止面積）

⑶　税額計算

7,324.26㎡×600円＝4,394,556円　→　4,394,500円

（課税標準床面積）（税率）　（資産割額）　（税額）

従業者割は免税点未満のため、資産割額の100円未満を切捨てたものが申告納付額になります。

・倉庫・・・・・・1,198.67㎡×1/2＝599.335㎡　→　599.33㎡

〔減免対象施設　Ｐ４７番号１３参照〕（倉庫床面積）　（減免割合）　〔減免面積については、小数点第２位未満切捨て〕

さらに、中小企業者に該当するため、一宮市の経過措置による減免も受けられます。

（　令和６年９月３０日までに終了する事業年度に限ります。　）

〔Ｐ４８、４９参照。倉庫については上記の減免対象となった床面積の差引分が減免の対象床面積になります。〕

・倉庫・・・・・・1,198.67㎡－599.33㎡＝599.34㎡

（125.59㎡＋6,000.00㎡＋599.34㎡）×1/8＝840.61625㎡→　840.61㎡

（事務所）　（工場）　（倉庫）　（減免割合）　（小数点第２位未満切捨て）

減免額・・・・（599.33㎡＋840.61㎡）×600円＝863,964円

（減免額は、100円未満を切り上げるため　864,000円）

4,394,500円　－864,000円　＝3,530,500円

（申告納付額）　（減免額）　（差引税額）

申告納付額から減免額を引いたものが差引税額になります。

Ⅵ　事業所税の申告書の記載例

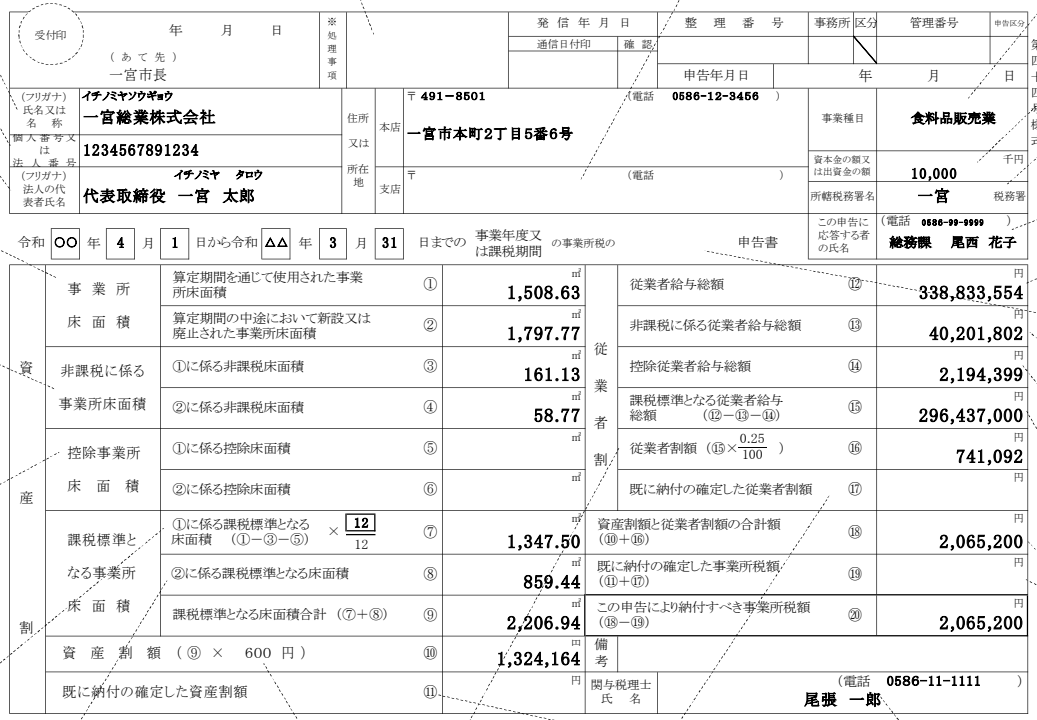
Ｐ６７～６９の事例７に基づく申告書の記載例を次ページ以降に掲載しました。申告書作成の際の参考にしてください。

事業所税申告書（第４４号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７２
事業所等明細書（第４４号様式別表１）・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７４
非課税明細書（第４４号様式別表２）・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７６
課税標準の特例明細書（第４４号様式別表３）・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７８
共用部分の計算書（第４４号様式別表４）・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８０
従業者給与総額月別内訳明細表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８２
みなし共同事業にかかる明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８４

その他の申告書類につきましては、下記のページを参照してください。

福利厚生施設の明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８６
休止施設届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８７
事業所税減免申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８８
事業所税減免申請書（一宮市の経過措置による減免）・・・・・・・・・・ Ｐ８９
事業所等新設・廃止届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９０
事業所税更正請求書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９１
事業所用家屋貸付申告書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９２
事業所用家屋貸付申告書（説例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９３

【第44号様式】事業所税申告書



受付印　年　月　日　（あて先）一宮市長

※処理事項

発信年月日　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

通信日付印　確認

申告年月日　年　月　日

第四十四号様式

（フリガナ）氏名又は名称　イチノミヤソウギョウ　一宮総業株式会社

個人番号又は法人番号　1234567891234

（フリガナ）法人の代表者氏名　イチノミヤ　タロウ　代表取締役　一宮　太郎

住所又は所在地　本店　〒491－8501　一宮市本町2丁目5番6号　（電話　0586-12-3456）

支店　〒　（電話　）

事業種目　食料品販売業

資本金の額又は出資金の額　10,000　千円

所轄税務署名　一宮　税務署

この申告に応答する者の氏名　（電話　0586-99-9999）　総務課　尾西　花子

令和　〇〇　年　4　月　1　日から令和　△△　年　3　月　31　日までの　事業年度又は課税期間　の事業所税の　申告書

資産割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	1,508.63 ㎡	従業者割	従業者給与総額	⑫	338,833,554 円
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	1,797.77 ㎡		非課税に係る従業者給与総額	⑬	40,201,802 円
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	161.13 ㎡		控除従業者給与総額	⑭	2,194,399 円
		②に係る非課税床面積	④	58.77 ㎡		課税標準となる従業者給与総額（⑫－⑬－⑭）	⑮	296,437,000 円
	控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	㎡		従業者割額（⑮×0.25/100）	⑯	741,092 円
		②に係る控除床面積	⑥	㎡		既に納付の確定した従業者割額	⑰	円
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積（①－③－⑤）×12/12	⑦	1,347.50 ㎡		資産割額と従業者割額の合計額（⑩＋⑯）	⑱	2,065,200 円
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	859.44 ㎡		既に納付の確定した事業所税額（⑪＋⑰）	⑲	円
		課税標準となる床面積合計（⑦＋⑧）	⑨	2,206.94 ㎡		この申告により納付すべき事業所税額（⑱－⑲）	⑳	2,065,200 円
	資産割額（⑨×600円）		⑩	1,324,164 円	備考			
	既に納付の確定した資産割額		⑪	円	関与税理士氏名	（電話　0586-11-1111）　尾張　一郎		

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

法人の場合、この申告書の作成時の代表者の方が記名し、その職名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

事業所等明細書（別表1）の「1算定期間を通じて使用された事業所等」の事業所床面積の合計を①に、「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」の事業所床面積の合計を②に記載してください。

非課税明細書（別表2）の非課税床面積㋐の合計を「1算定期間を通じて使用された事業所等」と「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ③又は④に記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の控除事業所床面積㋐の合計を「1算定期間を通じて使用された事業所等」と「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ⑤又は⑥に記載してください。
休止施設がある場合は、「休止施設届出書」に休止している面積等を記載のうえ、⑤又は⑥にそれぞれ該当する面積を記載してください。

課税標準の算定期間の月数（以下「算定期間の月数」といいます。）を、暦に従って計算（1月に満たない端数は、切り上げ）し、算定期間の月数が12月に満たない場合は、

（①－③－⑤）/12（月）× 算定期間の月

を記載してください。

次に掲げる事業所等に応じそれぞれに対応する（②－④－⑥）の数値（算定期間が12月に満たない場合は、12で除したうえで算定期間の月数を乗じて得た数値）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た数値の合計額を記載してください。

⑴　算定期間の中途において新設された事業所等（（③）を除きます）
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数 / 算定期間の月数

⑵　算定期間の中途において廃止された事業所等（（③）を除きます）
算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数 / 算定期間の月数

⑶　算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数 / 算定期間の月数

この欄は記載しないでください。

一宮市内の事業所等がすべて支店の場合は主たる支店の所在地を記載してください。

端数処理せずに1円単位まで記載してください。税額のない申告（事業所床面積900㎡超から1,000㎡以下または従業者90人超から100人以下）をする場合は、この欄以下は記載しないでください。

修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の資産割額または従業者割額をそれぞれ端数処理せずに1円単位まで記載してください。

税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名、電話番号を記載してください。

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し主たる事業に〇を付してください。

期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

法人税・所得税の申告にかかる所轄税務署名を記載してください。

この申告書について応答していただける方の氏名および電話番号を記載してください。

事業所等明細書（別表1）の従業者給与総額㋐の合計（明細区分1の計と明細区分2の計の合算額）を記載してください。

当期の最初の申告の場合は記載しないでください。それ以降の申告の場合は「修正」と記載してください。

非課税明細書（別表2）㋐の合計を記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の控除従業者給与総額㋐の合計を記載してください。

課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

資産割と従業者割の合計額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。
⑩⑯欄及び⑪⑰欄については、端数処理せずに1円単位まで記載してください。

事業所税の申告書(第44号様式)の書き方

1　この申告書は、1枚目(提出用)を一宮市長に提出してください。

2　※印の欄は記載しないでください。

3　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には左側を1文字空けて記載してください。

4　「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名してください。

5　「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び一宮市の区域内の事務所又は事業所(以下「事業所等」といいます。)が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。

6　「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。

7　「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本の金額又は出資金額を記載してください。

8　「事業所税の　　申告書」は、次により記載してください。

(1)　地方税法第701条の46又は地方税法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。(当期の最初の申告の場合は記載しないでください。)

(2)　地方税法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。

(3)　免税点以下の申告の場合は「免税点以下」と記載してください。

9　①及び②の欄は、事業所等明細書(第44号様式別表1)の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。

10　③及び④の欄は、非課税明細書(第44号様式別表2)の㋐の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とします。)で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。

11　⑤及び⑥の欄は、課税標準の特例明細書(第44号様式別表3)の㋐の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とします。)で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。

12　⑦の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)が12月に満たない場合は(①－③－⑤)の床面積に(算定期間の月数÷12)を乗じて得た床面積の合計を記載してください。

13　⑧の欄は、次に掲げる事務所等に応じ、それぞれに対応する(②－④－⑥)の床面積(算定期間が12月に満たない場合は(算定期間の月数÷12)を乗じて得た床面積とします。)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。

(1)　算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます。)　…　新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数÷算定期間の月数

(2)　算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます。)　…　算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数÷算定期間の月数

(3)　算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等　…　新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数÷算定期間の月数

14　⑫の欄は、事業所等明細書(第44号様式別表1)の従業者給与総額㋑の合計を記載してください。

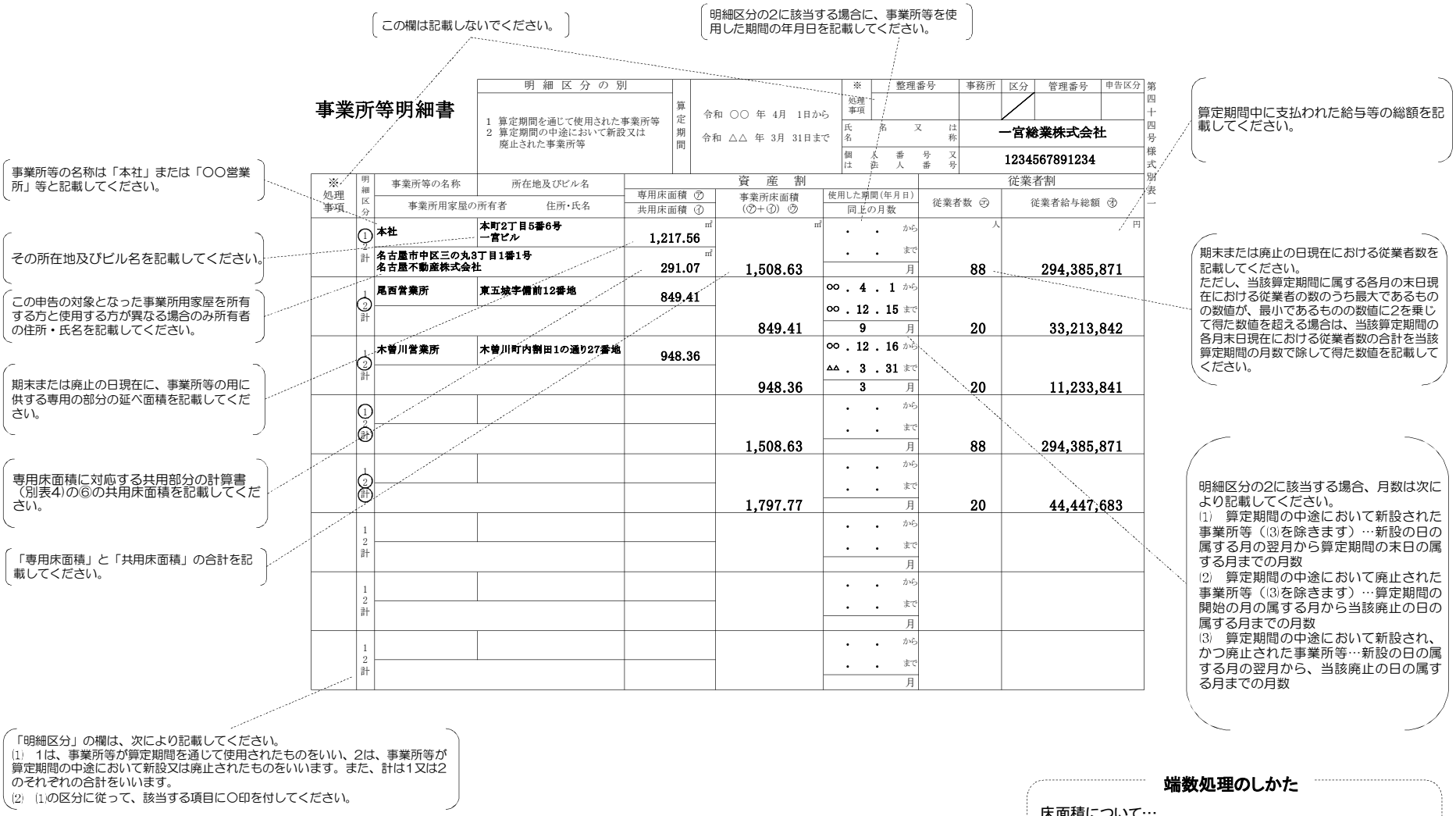
15　⑬の欄は、非課税明細書(第44号様式別表2)の非課税従業者給与総額㋒の合計を記載してください。

16　⑭の欄は、課税標準の特例明細書(第44号様式別表3)の控除従業者給与総額㋓の合計を記載してください。

17　⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

18　⑱及び⑲の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

【別表１】事業所等明細書



端数処理のしかた

床面積について…
　それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業者給与総額について…
　それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

事業所等明細書（第４４号様式別表１）の書き方

１　この明細書は、第４４号様式の申告書に１部（提出用）添付してください。

２　※印の欄は記載しないでください。

３　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

なお、個人番号を記載する場合には左側を１文字空けて記載ください。

４　「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）を記載してください。

５　「明細区分」の欄は、次により記載してください。

（１）　１は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、２は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、１又は２のそれぞれの合計をいいます。

（２）　（１）の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。

（３）　記載にあたっては、まず明細区分１の事業所等から記載し、次に明細区分２の事業所等、そして１の合計、２の合計の順に記載してください。（合計欄の「専用床面積㋐」及び「共用床面積㋑」の合計は、記載する必要はありません。）

（４）　一の用紙に記載される事業所等の全部が１又は２である場合には、上記⑵及び⑶の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付して記載してください。

６　「専用床面積㋐」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（１平方メートルの１００分の１未満は切り捨ててください。以下同様とします。）を記載してください。

７　「共用床面積㋑」の欄は、専用床面積に対応する第４４号様式別表４の⑥の共用床面積を記載してください。

８　「事業所床面積㋒」の欄は、「専用床面積㋐」と「共用床面積㋑」の合計を記載してください。

９　「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要はありません。

１０　「同上の月数」の欄は、次により記載してください。

（１）　算定期間の中途において新設された事業所等（（３）を除きます。）
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

（２）　算定期間の中途において廃止された事業所等（（３）を除きます。）
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

（３）　算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

１１　「従業者数㋓」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（地方税法第７０１条の３１第１項第５号において従業者から除かれる者を含みます。）を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に２を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。

１２　「従業者給与総額㋔」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

【別表２】非課税明細書

この欄は記載しないでください。

第四十四号様式別表二

非 課 税 明 細 書

算定期間	令和 ○○ 年 4月 1日から 令和 △△ 年 3月 31日まで

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

氏名又は名称	一宮総業株式会社
個人番号又は法人番号	1234567891234

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	本町2丁目5番6号

非課税の内訳	資産割	従業者割	
	非課税床面積 ㋐	非課税従業者数 ㋑	非課税従業者給与総額 ㋒
	㎡	人	円
法第701条の34第 3 項第 26 号該当	122.68	2	4,397,889
法第701条の34第 4 項第 号該当	38.45		
法第701条の34第 項第 号該当			
障害者・ 65 歳以上の従業者		15	33,005,178
合計	161.13	17	37,403,067

※	事業所等の名称	木曽川営業所	事業所等の所在地	木曽川町内割田1の通り27番地

非課税の内訳	資産割	従業者割	
	非課税床面積 ㋐	非課税従業者数 ㋑	非課税従業者給与総額 ㋒
	㎡	人	円
法第701条の34第 3 項第 26 号該当	58.77		
法第701条の34第 項第 号該当			
法第701条の34第 項第 号該当			
障害者・ 65 歳以上の従業者		1	2,798,735
合計	58.77	1	2,798,735
非課税事業所床面積等の合計	219.90	18	40,201,802

非課税にかかる該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

期末または廃止の日現在における非課税にかかる床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
ただし、事業所等明細書（別表1）の共用床面積にかかる非課税面積は、共用部分の計算書（別表4）において記載し、この明細書には記載しないでください。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

期末または廃止の日現在における非課税にかかる従業者数を該当項目ごとに記載してください。

端数処理のしかた

床面積について…
　それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業者給与総額について…
　それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

非課税明細書（第４４号様式別表２）の書き方

１　この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第７０１条の３４（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第７０１条の３１第１項第５号において従業者から除かれる者がある場合を含みます。）に第４４号様式の申告書に１部（提出用）添付してください。

２　※印の欄は記載しないでください。

３　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

なお、個人番号を記載する場合には左側を１文字空けて記載ください。

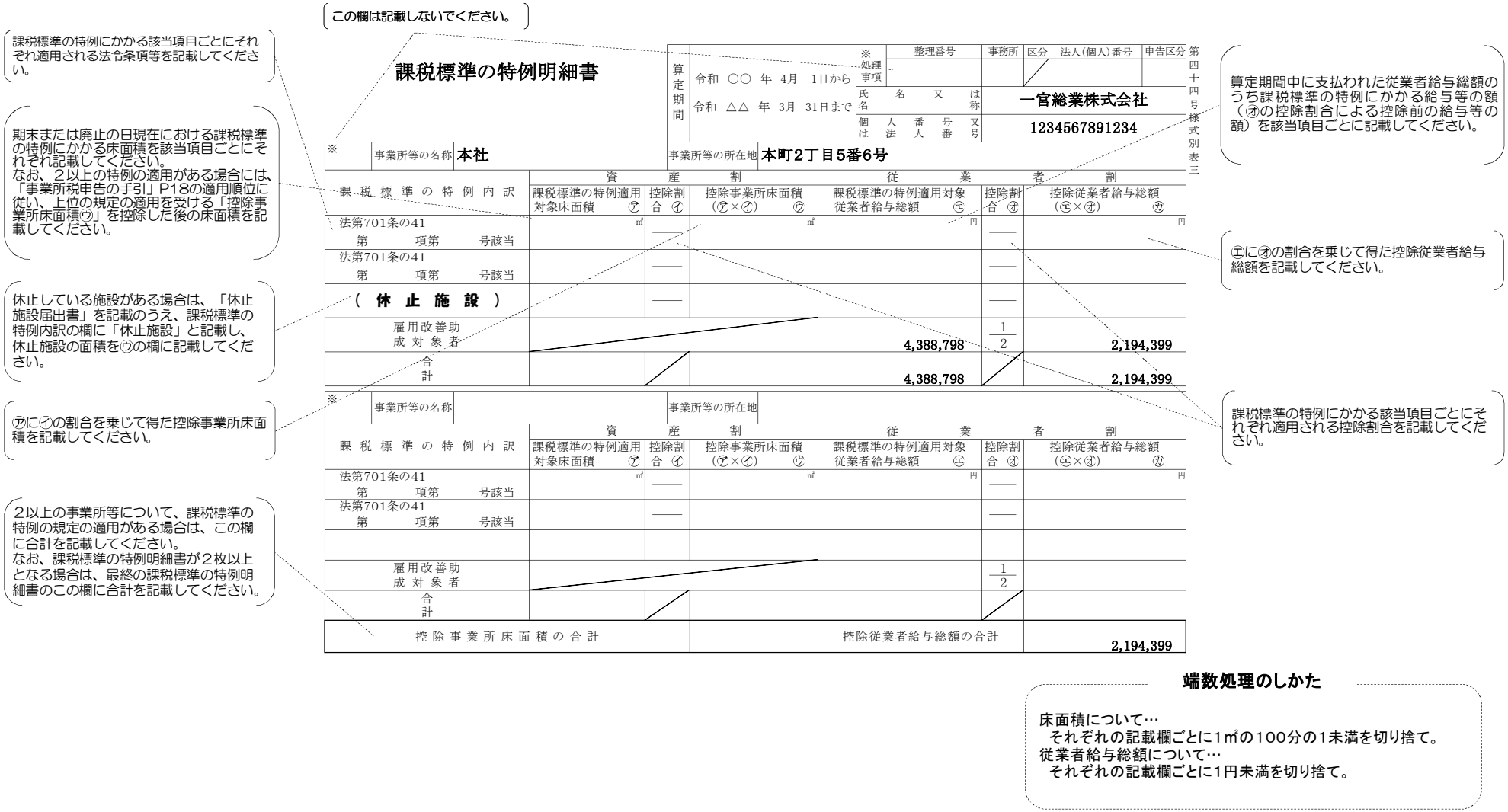
４　「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）を記載してください。

５　㋐の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（１平方メートルの１００分の１未満は切り捨ててください。）を記載してください。ただし、事業所等の用に供する部分にかかる共同の用に供する部分がある場合（別表４の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積にかかる非課税床面積については記載しないでください。

６　㋑の欄は、期末または廃止の日現在における非課税にかかる従業者数（法第７０１条の３１第１項第５号において従業者から除かれる者）を該当項目ごとに記載してください。

７　㋒の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

【別表3】課税標準の特例明細書



端数処理のしかた

床面積について…
　それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業者給与総額について…
　それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

課税標準の特例明細書（第４４号様式別表３）の書き方

１　この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第７０１条の４１又は附則第３３条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第７０１条の３１第１項第５号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含みます。）に第４４号様式の申告書に１部（提出用）添付してください。

２　※印の欄は記載しないでください。

３　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

なお、個人番号を記載する場合には左側を１文字空けて記載してください。

４　「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間といいます。」を記載してください。

５　㋐の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㋑の控除割合による控除前の床面積を１平方メートルの１００分の１未満を切り捨てて記載してください。）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

なお、法第７０１条の４１第１項および第２項ならびに附則第３３条第１項から第５項までの規定のうち２以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㋐の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。

６　㋓の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例にかかる給与等の額（㋒の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

７　休止施設がある場合、表中の空欄に記載してください。

【別表４】共用部分の計算書

この欄は記載しないでください。

共用部分の計算書

算定期間	令和 ○○ 年 4月 1日から 令和 △△ 年 3月 31日まで	※処理事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
		氏名又は名称	一宮総業株式会社				
		個人番号又は法人番号	1234567891234				

第四十四号様式別表四

※　事業所等の名称：本社　／　事業所等の所在地：本町2丁目5番6号

専用部分の延べ面積	①	4,464.04 ㎡	③ の 内 訳		⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,217.56	消防設備等に係る共用床面積	㋐	530.42 ㎡
非課税に係る共用床面積	③	1,742.18	防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積	㋑	603.51
③以外の共用床面積	④	1,067.21	防災に関する設備等 2分の1が非課税となる共用床面積	㋒	(×1/2) 608.25
共用床面積の合計(③＋④)	⑤	2,809.39	㋐～㋒以外の非課税に係る共用床面積	㋓	
事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)	⑥	291.07	合 計 (㋐～㋓)	㋔	1,742.18

※　事業所等の名称：　／　事業所等の所在地：

専用部分の延べ面積	①	㎡	③ の 内 訳		⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積	㋐	㎡
非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積	㋑	
③以外の共用床面積	④		防災に関する設備等 2分の1が非課税となる共用床面積	㋒	(×1/2)
共用床面積の合計(③＋④)	⑤		㋐～㋒以外の非課税に係る共用床面積	㋓	
事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)	⑥		合 計 (㋐～㋓)	㋔	

共用部分以外の部分（専用部分）で⑤の欄の共用部分に関連のある専用部分の延べ面積を記載してください。

①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書にかかる事業所部分の延べ面積（専用床面積）を記載してください。

㋔の欄の数値を記載してください。

㋔の床面積（非課税にかかる共用床面積）以外の共用部分の延べ面積を記載してください。

㋐、㋑および㋒の欄は、事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物（「事業所税申告の手引」P34,35参照）の場合に記載してください。

共用部分の床面積（以下共用床面積といいます）のうち、消防用設備等（「事業所税申告の手引」P36参照）にかかる床面積を記載してください。

共用床面積のうち、防災用設備等（「事業所税申告の手引」P36,37参照）のうち全部が非課税となる設備の床面積を記載してください。

共用床面積のうち、防災用設備等（「事業所税申告の手引」P36,37参照）のうち1/2の非課税割合の対象となる設備の床面積に1/2を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち、㋐、㋑および㋒以外の非課税にかかる共用床面積を記載してください。

端数処理のしかた

床面積について…
　それぞれの記載欄ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て。
従業者給与総額について…
　それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨て。

共用部分の計算書（第４４号様式別表４）の書き方

１　この計算書は、事業所用家屋である家屋に事務所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合に第４４号様式別表１に１部（提出用）添付してください。
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。

２　※印の欄は記載しないでください。

３　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には左側を１文字空けて記載してください。

４　①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」といいます。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（１平方メートルの１００分の１未満は切り捨ててください。以下同様とします。）を記載してください。

５　②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書にかかる事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」といいます。）を記載してください。なお、この専用床面積は、第４４号様式別表１の「専用床面積㋐」の欄と一致します。

６　③の欄は、㋔の欄の数値を記載してください。

７　⑦の欄は、次により記載してください。ただし、㋐、㋑および㋒の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

（１）　㋐の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」といいます。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第５６条の４３第２項に掲げる消防設備等にかかる床面積を記載してください。

（２）　㋑の欄は、共用床面積のうち政令第５６条の４３第３項第１号イ、第４号および第５号イに掲げる避難階段等にかかる床面積を記載してください。

（３）　㋒の欄は、共用床面積のうち政令第５６条の４３第３項第１号ロ、第２号、第３号および第５号ロに掲げる設備等にかかる床面積に２分の１を乗じて得た面積を記載してください。

（４）　㋓の欄は、共用床面積のうち、㋐、㋑および㋒以外の非課税にかかる共用床面積を記載してください。

（５）　㋐～㋔に記載がある場合は、別表２に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

従業者給与総額月別内訳明細表

事業所等明細書（別表1）の㋐従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

非課税明細書（別表2）の障害者・65歳以上の従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の雇用改善助成対象者の㋑控除従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

非課税明細書（別表2）の非課税対象施設にかかる従業者給与総額を記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の法第701条の41該当の㋑控除従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

すでに支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含まれますので、ここに記載してください。

従業者給与総額月別内訳明細表

氏名又は名称	一宮総業株式会社									
区分 / 年月	従業者給与総額 ①		障害者及び65歳以上の者の給与等（注） ②		雇用改善助成対象者の給与等×1/2 ③	非課税対象施設に係る従業者給与総額 ④		課税標準の特例控除従業者給与総額 ⑤	差引課税標準となる従業者給与総額 ①−②−③−④−⑤ ⑥	
年 月	人	円	人	円	円	人	円	円	人	円
○○ 4	108	21,177,098	15	2,037,744	137,150	2	274,868		91	18,727,336
○○ 5	108	21,177,097	15	2,037,745	137,149	2	274,869		91	18,727,334
○○ 6	108	21,177,097	15	2,282,188	137,150	2	274,867		91	18,482,892
○○ 7	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
○○ 8	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
○○ 9	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
○○ 10	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
○○ 11	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
○○ 12	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
△△ 1	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868		90	18,482,890
△△ 2	108	21,177,097	16	2,282,189	137,151	2	274,868		90	18,482,889
△△ 3	108	21,177,097	16	2,237,744	137,149	2	274,868		90	18,527,336
6月賞与	108	33,883,355	15	3,580,391	219,439	2	439,789		91	29,643,736
12月賞与	108	50,825,034	16	5,370,589	329,161	2	659,684		90	44,465,600
未払金										
計		338,833,554		35,803,913	2,194,399		4,397,889			296,437,353

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在において、事業所ごとの①−②−④の人数を合計した人数により行います。

従業者給与総額月別内訳明細表の書き方

1　①の欄は、該当事業所に勤務するすべての従業員の人数及び給与総額を記載してください。パートタイマーへの給与や役員給与で法人税法上損金算入できるもの等も含みますが、退職金や所得税法上非課税とされる通勤手当等は除きます。

2　②の欄は、障害者及び６５歳以上に該当する方の人数及び給与総額を記載してください。ただし、その方が役員である場合は、対象となりません。

3　③および⑤の欄は、それぞれに適用すべき割合を適用した後の給与総額を記載してください。

4　④の欄は、非課税対象施設に係る従業者の給与総額を記載してください。

5　⑥の欄は、差引された課税標準となる給与総額を記載してください。この欄の金額の合計額を千円未満切り捨てたものが従業者割の課税標準として、事業所税の申告書（第４４号様式）の⑮の欄の金額となります。

6　未払金の欄は、すでに支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含まれますので、ここに記載してください。

みなし共同事業にかかる明細書

この欄は、みなし共同事業にかかる各共同事業者の事業所床面積および従業者数を記載してください。

この欄は、特殊関係者を有する方にかかる課税標準の算定期間を記載してください。

この明細書に記載した③の数値の合計を記載してください。

この欄は、市内における主たる事業所等の所在地を記載してください。

この明細書に記載した⑥の数値の合計を記載してください。

この欄は、「事業所税申告の手引」P21にある特殊関係者の内訳表の該当する番号を記載してください。

この欄は、非課税にかかる該当項目ごとに、それぞれ適用される条項等を記載してください。

みなし共同事業にかかる明細書

氏名又は名称	一宮総業株式会社	算定期間	令和〇〇年 4 月 1 日から令和△△年 3 月 31 日まで
みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等	所在地	一宮市本町２丁目５番６号	
	ビル名	一宮ビル	事業所床面積 1,885.78 ㎡　従業者数 103 人

区分		事業所床面積（資産割）				従業者数（従業者割）		④及び⑦の内訳						
								非課税の内訳	事業所床面積	従業者数	非課税の内訳	事業所床面積	従業者数	
特殊関係者を有する者	所在地（住所） 一宮市本町２丁目５番６号 名称（氏名） 一宮総業株式会社	専用床面積 ①	1,217.56 ㎡	非課税床面積 ④	161.13 ㎡	従業者数 ⑥	88 人	法701条の34 第3項第26号該当	122.68 ㎡	2 人	法701条の34 第 項第 号該当			
		共用床面積 ②	291.07	③−④ ⑤	1,347.50	非課税従業者数 ⑦	17	法701条の34 第4項第 号該当	38.45		障害者・65歳以上の従業者			15
		事業所床面積 (①+②) ③	1,508.63			⑥−⑦ ⑧	71	法701条の34 第 項第 号該当			合 計	161.13		17
特殊関係者	該当番号（⑥） 所在地（住所） 一宮市本町２丁目５番６号 名称（氏名） 愛知総業株式会社	専用床面積 ①	304.39	非課税床面積 ④		従業者数 ⑥	15	法701条の34 第 項第 号該当			法701条の34 第 項第 号該当			
		共用床面積 ②	72.76	③−④ ⑤	377.15	非課税従業者数 ⑦		法701条の34 第 項第 号該当			障害者・ 歳以上の従業者			
		事業所床面積 (①+②) ③	377.15			⑥−⑦ ⑧	15	法701条の34 第 項第 号該当			合 計			
	該当番号（ ） 所在地（住所） 名称（氏名）	専用床面積 ①		非課税床面積 ④		従業者数 ⑥		法701条の34 第 項第 号該当			法701条の34 第 項第 号該当			
		共用床面積 ②		③−④ ⑤		非課税従業者数 ⑦		法701条の34 第 項第 号該当			障害者・ 歳以上の従業者			
		事業所床面積 (①+②) ③				⑥−⑦ ⑧		法701条の34 第 項第 号該当			合 計			
	該当番号（ ） 所在地（住所） 名称（氏名）	専用床面積 ①		非課税床面積 ④		従業者数 ⑥		法701条の34 第 項第 号該当			法701条の34 第 項第 号該当			
		共用床面積 ②		③−④ ⑤		非課税従業者数 ⑦		法701条の34 第 項第 号該当			障害者・ 歳以上の従業者			
		事業所床面積 (①+②) ③				⑥−⑦ ⑧		法701条の34 第 項第 号該当			合 計			
	該当番号（ ） 所在地（住所） 名称（氏名）	専用床面積 ①		非課税床面積 ④		従業者数 ⑥		法701条の34 第 項第 号該当			法701条の34 第 項第 号該当			
		共用床面積 ②		③−④ ⑤		非課税従業者数 ⑦		法701条の34 第 項第 号該当			障害者・ 歳以上の従業者			
		事業所床面積 (①+②) ③				⑥−⑦ ⑧		法701条の34 第 項第 号該当			合 計			
事業所床面積合計（⑤の合計）		1,724.65 ㎡		従業者数合計（⑧の合計）		86 人								

この明細書に記載した⑤の数値を合計したものを記載してください。

この明細書に記載した⑧の数値を合計したものを記載してください。

みなし共同事業に係る明細書の書き方

1　この明細書は地方税法第７０１条の３２第２項の規定により共同事業とみなされる事業を行う場合に特殊関係者を有する方が記載し、事業所税の申告書に添付して１部（提出用）提出してください。

2　この明細書は、みなし共同事業に係る事業所等の所在する家屋ごとに作成してください。

3　「算定期間」欄は、特殊関係者を有する方に係る課税標準の算定期間を記載してください。

4　記載内容は、特殊関係を有する方に係る課税標準の算定期間の末日現在によってください。

5　「みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等」欄の、「事業所床面積」及び「従業者数」の欄は、６（３）により記載した③の数値及び⑥の数値を合計したものを記載してください。

6　「特殊関係者を有する者」及び「特殊関係者」の欄の記載は、次によってください。

（１）　「第　号該当」欄は、地方税法施行令第５６条の２１第１項により読み替えて適用される同令第５条第１項の適用条項を記載してください。

（２）　「所在地（住所）」　欄は、市内における主たる事業所等の所在地を記載してください。

（３）　「事業所床面積（資産割）」及び「従業者数（従業者割）」の欄は、みなし共同事業に係る各共同事業者の事業所床面積及び従業者数をそれぞれ記載してください。

（４）　「④及び⑦の内訳」欄の「非課税の内訳」欄は、非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。

7　「事業所床面積合計」欄は、⑤の数値を合計したものを記載してください。

8　「従業者数合計」欄は、⑧の数値を合計したものを記載してください。

9　特殊関係者を有する方が同族会社に該当する場合は、法人税申告書別表２（同族会社の判定に関する明細書）の写しを添付してください。

福利厚生施設の明細書

福利厚生施設の明細書

氏名又は名称	一宮総業株式会社

事業所等の名称	福利厚生施設の具体的名称	福利厚生施設の床面積	福利厚生施設に勤務する従業者の数
本社	社員食堂	67.50 ㎡	2 人
	休憩室	40.18	
	喫煙室	15.00	
木曽川営業所	休憩室	33.77	
	更衣室	25.00	
合計		181.45	2

事業所ごとに福利厚生施設の内容を記載してください。

福利厚生施設の具体例については、「事業所税申告の手引」P34,38,39を参照してください。

制服着用が義務付けられている職場については、一般的に更衣室は福利厚生施設とはなりません。詳しくは「事業所税申告の手引」P39の「更衣室・浴場等の業務用施設の判定」を参照してください。

福利厚生施設に専ら勤務する従業者の数を記載してください。

この明細は、非課税明細書（別表２）で法第701条の34第3項第26号（福利厚生施設）により非課税とする施設について記載してください。

休止施設届出書

受付印

（事業所税用）

休止施設届出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）一宮市長

申告者	氏名又は名称	尾張工業株式会社
	法人の代表者氏名	愛知　一郎
	住所又は所在地	〒　491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 TEL　0586-99-9988
	この届出に応答する担当者の氏名	経理課　三河　和子 TEL　0586-99-9988

以下のとおり，休止施設の状況について届け出ます。

事業所の名称	三条工場			
所在地	〒　494-8601 一宮市東五城字備前12番地			
家屋の延べ床面積	1,500.00	㎡	休止施設の面積	750.00　㎡
休止の理由及び施設の状況（できるだけ具体的にご記入ください。）				
生産規模縮小に伴い、2階部分にある機械等をすべて停止し、2階床面積のすべての操業を6か月以上休止している。				

休止している施設の名称（〇〇工場など）、所在地を記載してください。

休止の理由および施設の状況をできるだけ具体的に記載してください。

休止している施設の延べ床面積および休止部分の該当面積を記載してください。

休止している施設が複数の事業所にある場合は、事業所ごとに休止施設届出書を記載していただくか、事業所の名称や家屋の延べ床面積、休止施設の面積の内訳を下の空白部分（「休止の理由及び施設の状況」の欄の空白部分）に記載してください。

事業所税減免申請書

法人番号(13桁)を記載してください。個人番号は記載しないでください。

①の欄は、法人または個人の別に次の事項を記載してください。
法人の場合は事業年度
個人の場合は個人にかかる課税期間

②の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑩」の欄の数値を記載してください。

③の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑯」の欄の数値を記載してください。

④の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑱」の欄の数値を記載してください。

⑤の欄は、この減免申請の対象となる事業所等の所在地を記載してください。

⑥の欄は、この減免申請の対象となる施設等の事業所床面積を記載してください。

⑦の欄は、「①」の期間中にこの減免申請の対象となる事業所等に勤務する方に支払われた給与の総額を記載してください。

⑨減免理由を証明する書類を併せて提出してください。

受付印

事業所税減免申請書

令和　年　月　日

（あて先）　一宮市長

住所又は所在地	本店	〒 491-8501 一宮市本町２丁目５番６号	（電話番号　0586-12-3456　）
	支店	〒 491-8501 一宮市本町２丁目５番６号	（電話番号　0586-12-3456　）
（フリガナ）		イチノミヤネンシ	法人番号
氏名又は名称		イチノミヤ撚糸　株式会社	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業所税の減免を受けたいので、一宮市事業所税条例第１３条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業年度又は課税期間 ①	令和　○○　年　4　月　1　日から 令和　△△　年　3　月　31　日まで			
事業所税額	資産割額　②	8,475,000 円	従業者割額　③	円
	合　計　④	8,475,000 円		

減免申請の対象	事業所等の所在地 ⑤	事業所床面積 ⑥	従業者給与総額 ⑦
	一宮市本町２丁目５番６号	8,000.00 ㎡	円
	合　計	8,000.00	

減免を受けようとする事由 ⑧	織物、綿製造業等の保管用施設に該当するため
添付書類 ⑨	□ 減免を受けようとする事由に該当する事実を証明する書類（　　） ☑ その他（各階平面図）

（注）該当する□にレ印をつけてください。

※　この申請書は、事業所税の申告書と併せて、申告納付期限までに提出してください。

⑧の欄は、減免を受けようとする理由をなるべく詳しく記載してください。「事業所税申告の手引」P46～47を参照してください。

事業所税減免申請書

※本措置は令和６年９月３０日決算分をもって廃止されています。

（一宮市の経過措置による減免に関する申請書）

法人番号(13桁)を記載してください。個人番号は記載しないでください。

令和5年10月1日から令和6年9月30日
の間に終了する事業年度に該当する申請者用

受付印

事業所税減免申請書

（一宮市の経過措置による減免に関する申請書）

令和　　年　　月　　日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	本店	〒 491-8501 一宮市本町２丁目５番６号	（電話 0586-12-3456　）
	支店	〒 491-8501 一宮市本町２丁目５番６号	（電話 0586-12-3456　）
（フリガナ）	イチノミヤネンシ		法人番号
氏名又は名称	イチノミヤ撚糸　株式会社		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業所税の減免を受けたいので、一宮市事業所税条例付則第２条第３項の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業年度又は課税期間 ①	令和　○○　年　4　月　1　日から 令和　△△　年　3　月　31　日まで			
資本金の額又は出資の総額 ②	10,000,000 円	従業員数（注） ③	30 人	
事業種目 ④	ねん糸製造業			
中小企業者等に該当する事由（該当する号を○で囲んでください） ※ 各号の業種については裏面をご覧ください ⑤	(1号) 2号 3号 4号 5-1号 5-2号 5-3号 6号 7号 8-1号 8-2号 8-3号 8-4号 8-5号 8-6号 8-7号 8-8号			
事業所税額	資産割額 ⑥	8,475,000 円	従業者割額 ⑦	円
	合計 ⑧	8,475,000 円		

減免申請の対象	事業所等の所在地 ⑨	事業所床面積 ⑩
	一宮市本町２丁目５番６号	14,125.00 ㎡
	合計	14,125.00

減免を受けようとする事由 ⑪	**一宮市の経過措置による減免**	減免割合	資産割額の1/8

- （注）については裏面をご覧ください。
- この申請書は、事業所税の申告書と併せて（減免施設等がある場合は、他の事業所税減免申請書も併せて）、申告納付期限までに提出してください。
- 会社概要や法人登記簿謄本の写しなど、法人の事業種目が分かるような書類等を添えて提出してください。

②の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

③の欄は、「一宮市の経過措置による減免に関する申請書」裏面の（注）を参照のうえ、記載してください。なお、ここでいう従業員数とは、一宮市内の事業所の従業員数だけではなく、すべての事業所での従業員数の合計をいいますのでご注意ください。

④の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し主たる事業に○を付してください。

⑥の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑩」の欄の数値を記載してください。

⑦の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑯」の欄の数値を記載してください。

⑧の欄は、事業所税申告書（第44号様式）の「⑳」の欄の数値を記載してください。

⑨の欄は、一宮市内の事業所等の所在地を事業所ごとに記載してください。

⑤の欄は、「一宮市の経過措置による減免に関する申請書」裏面の表を参照のうえ、該当する号を○で囲んでください。
複数の業種を営んでいる場合は、主要な経済活動によって決定してください。この場合の主要な経済活動とは、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとして、これらの中で最も大きな割合を占めるものをいいます。

⑩の欄は、減免の対象となる事業所床面積（事業所税申告書（第44号様式）《「事業所税申告の手引」P72を参照してください》の⑦又は⑧に対応する面積）を、事業所ごとに記載してください。
「事業所税申告の手引」P46～47の減免がある場合は、その減免となる床面積を差し引いた事業所床面積を記載してください。
(例)織物、綿製造業等の保管用倉庫　8,000㎡
8,000㎡－4,000㎡（減免8,000㎡×1/2）＝4,000㎡
一宮市の経過措置による減免の対象となる事業所床面積は4,000㎡となります。

事業所等新設・廃止申告書

新設または廃止した事業所の所在地、名称（〇〇支店など）、延べ床面積、従業者数、当該年月日等を記載してください。

当該事業所が自己所有の場合は建築年月日を、借りている場合は所有者の住所、氏名等を記載してください。

新設または廃止した事業所以外で一宮市内に所在する他の事業所について記載してください。

事業所等新設・廃止申告書

受付印

令和 〇〇 年 １２月 ２６日 （あて先） 一 宮 市 長	住所又は所在地	〒491-8501 一宮市本町２丁目５－６
	（フリガナ）	イチノミヤソウギョウ
	氏名又は名称	一宮総業株式会社 TEL（0586） 12 ー 3456
	代表者氏名	一 宮 太 郎
	この申告書に応答する者	尾 西 花 子 TEL（0586） 99 ー 9999

次の事業所等を 新設 / 廃止 したので、地方税法第７０１条の５２第１項及び一宮市事業所税条例第１１条の規定により申告します。

設立等年月日	令和 〇〇 年 １２月 １６日	資本等の金額	10,000,000 円
事業年度又は課税期間	令和 〇〇 年 ４月 １日から 令和 △△ 年 ３月 ３１日まで	事業種目	食料品販売業
		提出期限の延長	有（ ケ月） ・ 無
事業所等の所在地	一宮市木曽川町内割田１の通り２７番地		
事業所等の名称	木曽川営業所		
延床面積	９４８．３６ ㎡	従業者数	２０ 人
自己所有の場合の建築年月日	令和 〇〇 年 １１月 ３０日		
他者所有の場合 所有者の住所又は所在地			
他者所有の場合 所有者の氏名又は名称			

（参考事項）	所在地	名称	延床面積等
市内に所在する他の事業所等	一宮市本町２丁目５－６	本社	1,508.63 ㎡
	一宮市		㎡
	一宮市		㎡
	一宮市		㎡
	一宮市		㎡
備考			

事業所税更正請求書

更正請求後(B)の欄には、修正で提出した事業所税の申告書(第44号様式)の該当する欄の数値を記載してください。

「差引(B)－(A)」の欄には、差引後の数値を記載してください。

更正請求前(A)の欄には、最初に提出した事業所税の申告書(第44号様式)の該当する欄の数値を記載してください。

事業所税更正請求書

受付印

（あて先）一宮市長　　令和　　年　　月　　日

請求者	住所(所在地)	〒 491-8501 一宮市本町２丁目５－６	(フリガナ) 法人の代表者氏名	イチノミヤ　タロウ 一宮　太郎
	(フリガナ) 氏名（名称）	イチノミヤソウギョウ 一宮総業株式会社	この請求に応答する者	係名　氏名 経理　尾西　花子 電話　99 － 9999

地方税法第２０条の９の３の規定に基づき下記のとおり事業所税の更正の請求をします。

				更正請求前（A）	更正請求後（B）	差　引(B)－(A)
事業に係る事業所税	事業年度又は課税期間			令和○○年 4 月 1 日から令和△△年 3 月 31 日まで		
	資産割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	㎡ 1,508.63	㎡ 1,508.63	㎡
			算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積 ②	1,797.77	1,797.77	
		非課税に係る事業所床面積	①にかかる非課税床面積 ③	161.13	181.13	20.00
			②にかかる非課税床面積 ④	58.77	58.77	
		控除事業所床面積	①にかかる控除床面積 ⑤			
			②にかかる控除床面積 ⑥			
		課税標準となる事業所床面積	①にかかる課税標準となる床面積(①-③-⑤)×12 /12 ⑦	1,347.50	1,327.50	
			②にかかる課税標準となる床面積 ⑧	859.44	859.44	
			課税標準となる床面積合計(⑦+⑧) ⑨	2,206.94	2,186.94	-20.00
		資産割額（⑨×６００円） ⑩		円 1,324,164	円 1,312,164	円 -12,000
	従業者割	従業者給与総額 ⑪		338,833,554	338,833,554	
		非課税に係る従業者給与総額 ⑫		40,201,802	41,701,802	1,500,000
		控除従業者給与総額 ⑬		2,194,399	2,194,399	
		課税標準となる従業者給与総額（⑪-⑫-⑬） ⑭		296,437,000	294,937,000	-1,500,000
		従業者割額（⑭×0.25/100） ⑮		741,092	737,342	-3,750
	この請求書により請求すべき事業所税額（⑩+⑮） ⑯			2,065,200	2,049,500	-15,700

⑭課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

⑯この請求書により請求すべき事業所税額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

請求理由
非課税にかかる床面積、従業者給与総額を変更したため。

振込先				
	木曽川	銀行・金庫 農協・組合	愛知	本店 支店
	口座名義人		イチノミヤソウギョウ（カ	
	普通　・　当座		No.　1234567	

請求理由は、具体的に記載してください。

還付金の振込先は必ず記載してください。

事業所用家屋貸付申告書



受付印

事 業 所 用 家 屋 貸 付 申 告 書

（あて先） 一宮市長

令和　　年　　月　　日

（提出用）

家屋の所有者	住所又は所在地	〒 491－8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			電話　052-123-4567	
	（フリガナ）		この申告に応答する方の氏名	名古屋　太郎	家屋全体の床面積	㎡ 6,900.00
	氏名又は名称	A不動産株式会社				
	（フリガナ）			電話		㎡
	法人代表者氏名	一宮　次郎		052－123－4567	この申告の対象となる事業所部分の床面積	6,900.00

地方税法第701条の52第2項及び一宮市事業所税条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

貸付の対象となる家屋の所在地		〒 491－8501 一宮市本町2丁目5番地1		貸付の対象となる建物の名称	一宮ビル	
家屋の使用者（借受人）	氏名又は名称	使用者の住所又は本店の所在地	専用床面積	共用床面積	異動年月日	入居、退去、変更等
	A不動産株式会社	電話　052-123-4567 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	2,000.00 ㎡	300.00 ㎡	令和○○年 3月20日	入居
	B観光株式会社	電話　0568-11-1111 小牧市中央1丁目999番地	3,000.00 ㎡	450.00 ㎡	令和○○年 2月28日	入居
	空室（C銀行退去）	電話	1,000.00 ㎡	150.00 ㎡	令和△△年 9月 1日	退去
		電話	㎡	㎡	年 月 日	
		電話	㎡	㎡	年 月 日	
		電話	㎡	㎡	年 月 日	
		電話	㎡	㎡	年 月 日	
		電話	㎡	㎡	年 月 日	
合　　計			6,000.00 ㎡	900.00 ㎡		

※事業所家屋を複数貸し付けしている場合、１棟につき１枚で申告をお願いいたします。

この申告をする方の住所・氏名を記載してください。
個人の場合は氏名又は名称の欄に氏名を記載してください。
法人の場合は法人代表者の欄も記載してください。

申告書の記載内容について、応答される方の氏名を記載してください。申告される方と同一の場合は同左と記載していただいても結構です。

法人の場合は本店所在地を記載してください。

異動年月日とその理由を記載してください。

自社ビルを自社で一部使用している場合、その部分も申告をしてください。

共用部分の床面積を、設例のように計算して記載してください（「事業所税申告の手引」のP8,P9の例も参考にしてください）。1棟の建物を全て同一の方に貸し付けている等、共用部分が存在しない場合は、共用床面積の記載は必要ありません。

使用する方がいない部分がある場合には、空室と記載してください。

専用部分の延べ床面積を記載して下さい。空室の場合も記載してください。

設　　例

専用部分の合計　6，000㎡　　共用部分の合計　900㎡

		共用　180㎡
6F	空室（C銀行退去済）1，000 ㎡	共用　120㎡
5F	B観光株式会社　1，000 ㎡	共用　120㎡
4F	B観光株式会社　1，000 ㎡	共用　120㎡
3F	B観光株式会社　1，000 ㎡	共用　120㎡
2F	A不動産株式会社　1，000 ㎡	共用　120㎡
1F	A不動産株式会社　1，000 ㎡	共用　120㎡

申告者	住所又は所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	氏名又は名称	A不動産株式会社
	法人の代表者	一宮次郎
	担当者	名古屋太郎
所有者	住所又は所在地	申告者に同じ
	氏名又は名称	
貸ビル	所在地	一宮市本町2丁目5番地1
	ビルの名称	一宮ビル

テナント 1F,2F	本店所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	氏名又は名称	A不動産株式会社
	入居日	令和〇〇年3月20日
テナント 3F～5F	本店所在地	小牧市中央1丁目999番地
	氏名又は名称	B観光株式会社
	入居日	令和〇〇年2月28日
テナント 6F	本店所在地	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
	氏名又は名称	C銀行
	退去日	令和△△年9月1日（退去済）

※　テナントの事業所床面積は次の算式により求めます。

テナントの事業所床面積　＝　テナントの専用床面積　＋　テナントの共用床面積

$$\text{テナントの共用床面積} = \text{共用部分の合計} \times \frac{\text{テナントの専用床面積}}{\text{専用部分の合計}}$$

	専用床面積	共用床面積	事業所床面積
A不動産（株）	2，000㎡	900㎡ × 2，000㎡ / 6，000㎡ ＝300㎡	**2，300㎡**
B観光（株）	3，000㎡	900㎡ × 3，000㎡ / 6，000㎡ ＝450㎡	**3，450㎡**
空室	1，000㎡	900㎡ × 1，000㎡ / 6，000㎡ ＝150㎡	**1，150㎡**

※空室部分にも共用床面積は按分されます。

※特定防火対象物に係る非課税について

貸ビル等が特定防火対象物（劇場、百貨店、旅館等）に該当する場合、共用部分の一定部分が非課税となることがあります。詳しくは、「事業所税申告の手引」のP35～P38を参照してください。

※一部の専用部分に係る共用部分について

一部の専用部分のみの共用部分がある場合には、その専用部分のみで共用部分を計算します。

ただし、明確に区分されていなければ、全体の共用部分として取り扱います。

（例1）エレベーター室、機械室

→全体の共用部分

（例2）入り口が別であり、4階と5階のみに通ずる階段

→4階と5階の共用部分

地方税ポータルシステムで電子申告、電子納税ができます

地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して、自宅や職場のパソコンからインターネットで事業所税の申告と納税をすることができます。

エルタックスの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、下記エルタックスホームページをご覧ください。

なお、エルタックスご利用に際して、ご不明な点がございましたら、「よくあるご質問」をご覧ください。

ホームページアドレス：https://www.lta.go.jp/

よくあるご質問：https://eltax5.custhelp.com/

事業所税についてのお問い合わせ先

一宮市財務部市民税課

〒491－8501　愛知県一宮市本町２丁目５番６号

ＴＥＬ：０５８６－２８－９１５０

E-mail：shiminzei@city.ichinomiya.lg.jp

ｳｪﾌﾞｻｲﾄ：https://www.city.ichinomiya.aichi.jp